

平成16年度（第48回）  
岩手県教育研究発表会発表資料

情報教育

## 経済社会と法のかかわりについて 理解を深める指導に関する研究

- 高等学校商業科「経済活動と法」における  
コンピュータ教材の開発・活用を中心に -

平成17年2月9日  
長期研修生  
岩手県立盛岡商業高等学校  
菅谷誠弥

## 【目 次】

研究目的	1
研究仮説	1
研究の内容と方法	
1 研究の内容	1
2 研究の方法	2
3 授業実践の対象	2
研究結果の分析と考察	
1 高等学校商業科「経済活動と法」における、経済社会と法のかかわりについて理解を深める指導に関する基本構想	2
(1) 高等学校商業科「経済活動と法」における、経済社会と法のかかわりについて理解を深める指導に関する基本的な考え方	2
(2) 高等学校商業科「経済活動と法」における、経済社会と法のかかわりについて理解を深める指導にコンピュータ教材を用いる意義	2
(3) 高等学校商業科「経済活動と法」における、経済社会と法のかかわりについて理解を深めるコンピュータ教材を活用した指導の在り方	3
(4) 高等学校商業科「経済活動と法」における、経済社会と法のかかわりについて理解を深める指導についての基本構想図	4
2 基本構想に基づく手だての試案	
(1) 指導試案	5
(2) 検証計画	5
3 基本構想に基づき開発したコンピュータ教材	
(1) コンピュータ教材開発の目標	6
(2) コンピュータ教材の概要	6
(3) コンピュータ教材の内容	7
4 授業実践及び実践結果の分析と考察	
(1) コンピュータ教材を活用した経済社会と法のかかわりについて理解を深める授業実践の概要	10
(2) 高等学校商業科「経済活動と法」における、経済社会と法のかかわりについて理解を深める指導に関する実践結果の分析と考察	12
5 経済社会と法のかかわりについて理解を深める指導のまとめ	
(1) 成果として考えられること	14
(2) 課題として考えられること	14
研究のまとめと今後の課題	
1 研究のまとめ	14
2 今後の課題	14

### 【参考文献】

### 【参考URL】

## 研究目的

高等学校商業科の「経済活動と法」の指導において、ビジネスに必要な法に関する知識を習得させることは、これから経済社会の一員となる生徒にとって必要なことであり、経済活動における法の意義や役割を理解させるとともに、社会事象を法律的に考え判断する能力や態度を育てていくことが大切である。

「経済活動と法」を学ぶ初期段階で重要な部分である「権利・義務と財産権」は、生徒全員に十分に理解させるには困難な学習内容である。それは、法を理解させることができる教材が少なく、法知識を身に付けさせる指導の工夫が難しいことや、生徒の生活体験が法とかがかかわっていることを意識付けさせる機会が少ないためと考える。

このような状況を改善していくためには、法文の意味や法が適用される例を提示し、生徒の身近な社会事象や関連する法を提示することができるコンピュータ教材を開発し、活用させることが生徒の理解を深めさせるために必要であると考えられる。

そこで、この研究は、法文の意味や法の適用例、身近な社会事象や関連法を提示することができるコンピュータ教材を開発し、授業実践をとおして活用することによって、経済社会と法のかかわりについて理解を深める指導を明らかにし、高等学校商業科「経済活動と法」の学習指導におけるコンピュータ活用の充実に役立てようとするものである。

## 研究仮説

高等学校商業科「経済活動と法」の指導において、法文の意味や法の適用例、生徒の身近な社会事象と関連する法を提示し、現実的なイラスト・動画を使った解説が可能で繰り返し使うことができるコンピュータ教材を活用すれば、生徒は経済社会と法のかかわりについて理解を深めることができるであろう。

## 研究の内容と方法

### 1 研究の内容

#### (1) 経済社会と法のかかわりについて理解を深める指導についての基本構想の立案

高等学校商業科「経済活動と法」における、経済社会と法のかかわりについて理解を深める指導に関する基本的な考えをまとめ、教材の開発についての基本構想を立案する。

#### (2) 経済社会と法のかかわりについて理解を深める指導についての手立ての試案の作成

基本構想に基づいて、経済活動と法のかかわりについて理解を深める指導に関する手立ての試案を作成する。

#### (3) 基本構想に基づく単元「物と財産権」の教材開発

基本構想に基づいて、経済活動と法のかかわりについて理解を深める指導に関する教材の開発をする。

#### (4) 授業実践および実践結果の分析と考察

手立ての試案に基づいて、開発した教材を用いて授業実践を行い、経済活動と法のかかわりについて理解を深める指導に関する状況の分析と考察を行う。

#### (5) 高等学校商業科「経済活動と法」における、経済社会と法のかかわりについて理解を深める指導に関する研究のまとめ

実践結果の分析と考察に基づいて、高等学校商業科「経済活動と法」における、経済社会と法のかかわりについて理解を深める指導に関する教材の開発についてまとめる。

## 2 研究の方法

### (1) 文献法

先行研究及び関係する文献を参考にし、高等学校商業科「経済活動と法」における、経済活動と法の関わりについて理解を深める指導についての基本構想を立案する。

### (2) 質問紙法

「経済活動と法」の学習に関する意識の状況について多岐選択法による質問紙を作成し、事前及び事後に調査を実施し、その結果について分析と考察を行う。

### (3) テスト法

「経済活動と法」の単元学習についてテスト問題を作成し事前及び事後にテストを実施し、その結果について分析と考察を行う。

### (4) 授業実践

授業実践を通して、高等学校商業科「経済活動と法」における、経済活動と法の関わりについて理解を深める指導についての手だての試案について分析と考察を行う。

## 3 授業実践の対象

岩手県立盛岡商業高等学校 第3学年（男子26名 女子21名 計47名）

### 研究結果の分析と考察

## 1 高等学校商業科「経済活動と法」における、経済社会と法のかかわりについて理解を深める指導に関する基本構想

### (1) 高等学校商業科「経済活動と法」における、経済社会と法のかかわりについて理解を深める指導に関する基本的な考え方

教科「商業」の科目「経済活動と法」を学ぶことは、資本主義経済体制のもとで経済を中心に高度に発達した複雑な市民社会を賢く生きていく上での基本的な知識を習得することである。それは、生活の仕組みを学ぶことを意味しており、社会生活の秩序、市民社会・経済社会での人間関係の在り方や様々な紛争の予防と解決への手だてを学ぶことであると考えられる。

現代社会は、「自分自身を、生活をコントロールできない」「ルールを守れない」「生命を軽んずる風潮」など様々な事柄が起因して混沌とした社会である。この科目を学習していくことは、これからの経済社会・市民社会を担っていく生徒にとって大変重要なものであると考える。しかし、この科目を学習する上で、法は抽象的で理解しがたい面が多々あり、経済・社会事象が現実のものにとらえられるような工夫をすることが必要である。

そこで本研究は、高等学校商業科「経済活動と法」の指導において、抽象的な解説や展開とならないように、図説・図解の解説に基づく授業を試み、判例や新聞・雑誌等の記事を教材として活用し学習内容に具体性を伴わせるとともに、日常生活において活用されるものとするために、記憶中心の学習でなく法や条文の事例を創作し授業展開を図ることにより、生徒の興味・関心を育てたいと考えるためのものである。

本研究の「経済社会と法のかかわりについて理解を深める」とは、「ビジネスに必要な法規に関する基礎的・基本的な知識を習得し、経済社会における法の意義や役割について説明できること」ととらえる。

- (2) 高等学校商業科「経済活動と法」における、経済社会と法のかかわりについて理解を深める指導にコンピュータ教材を用いる意義

商業教育が生涯学習体系の一環として意義付けられている。その観点から科目「経済活動と法」をみると特に商業に関する法規の学習は、民法・商法を中心に多くの特別法が関連しており、生涯にわたるものの考え方や見方の中心となるべき能力が身に付くと考えられる。

学習内容は、かなり多くの特別法分野も取り扱われており、少ない時間内にこれらの内容を学ばなければという問題がある。また、法を、いかに易しく、しかも正確に理解させるかという課題もある。そして、現実の社会生活は、多くの法によって秩序付けられているのに、生徒の生活体験の中ではそれが現実のものとして強く意識付けられる機会が少なく、法が生活の知恵としてきわめて身近で、生活に結びついた重要な役割を果たしているということが、十分に理解できていないというのが現状である。

そのために、動画や静止画などを多くとり入れて実感を与え、短時間でポイントを押さえた表現ができるようなコンピュータ教材の活用が有効である。抽象的で難しい文章表現をコンピュータによる提示によって視覚に訴え、法を具体的に理解させるとともに、文章表現による堅苦しさを取り除き興味を持たせる効果があると考えられる。より充実した「経済活動と法」の授業展開がなされるためにコンピュータ教材の活用は意義があると考えられる。

- (3) 高等学校商業科「経済活動と法」における、経済社会と法のかかわりについて理解を深めるコンピュータ教材を活用した指導の在り方

開発したコンピュータ教材は、コンピュータにより文字、図形、静止画や動画などの情報を用いて、「財産権事例」「法規の部屋」「確認問題」「検索コーナー」「用語解説」「質問掲示板」の6つのページから構成しており、以下のような指導を行う。

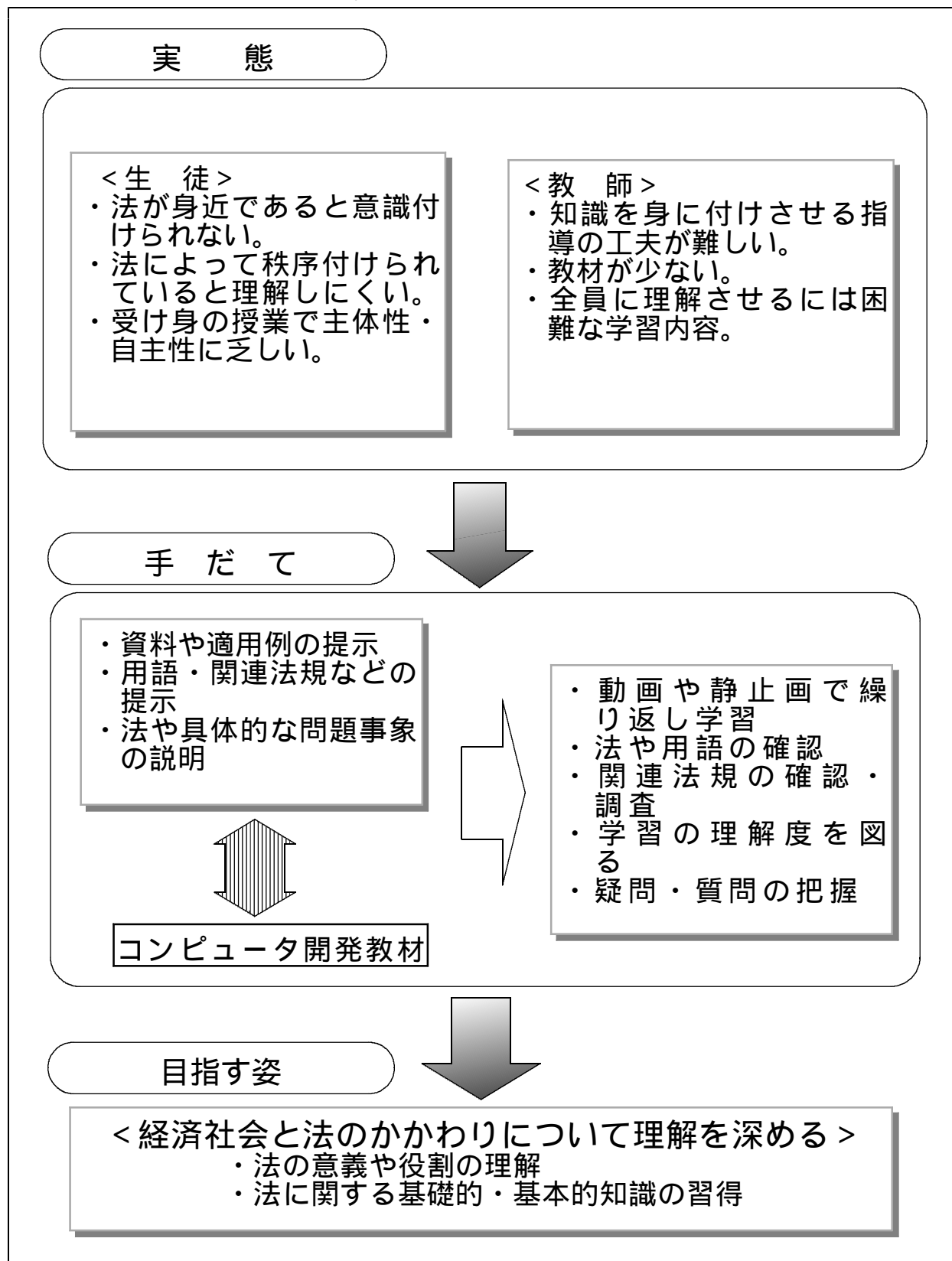
「財産権事例」では生徒にとって身近なことや、将来起こりうるであろう法にかかわる問題事象を動画や静止画などを用いて分かりやすく表現し、繰り返し学習することで学習の理解を深めさせる。「法規の部屋」は学習に関連した法規の条項や条文の一部を容易に調べられるようにしている。「検索コーナー」は発展学習としての調べ学習のために設けている。「用語解説」は難解な用語の解説を50音順とカテゴリー別に分類し調べやすくしている。

このようなコンピュータ教材を、授業展開に合わせて各ページを活用しながら授業を展開する。そして、「確認テスト」や「質問掲示板」によって、生徒から送られてきたデータを集計処理する。この教材を使う理由は、生徒にとっては誤答箇所や疑問点の確認や復習が可能であり、教師にとっては解答・採点などのデータ集計が効率的で正確な状況が把握でき、それらを生徒個々のデータにまとめることによって必要とするデータを抽出し、評価や指導、授業の工夫や改善に役立てるためである。

このような指導により、生徒の「経済活動と法」の学習の理解を深めさせるとともに、情報機器を活用する実践力を身に付けさせたいと考える。

(4) 高等学校商業科「経済活動と法」における、経済社会と法のかかわりについて理解を深める指導についての基本構想図

基本構想図を【図1】に示す。



【図1】経済社会と法のかかわりについて理解を深める指導に関する基本構想図

## 2 基本構想に基づく手だての試案

### (1) 指導試案

基本構想に基づき作成した、指導試案の概要を以下に示す。

	学習活動	指導上の留意事項	活用教材 ( < > はコンピュータ教材活用)	フローチャート (各時限の流れ図)
1 時 限	<p>本時「財産権とその種類」</p> <p>「物権法定主義」 「公共の福祉」 「相隣関係」</p> <p>本時の関連・発展学習 学習プリントの整理 確認問題解答 質問掲示板入力</p>	<p>学習プリントの配布 コンピュータの起動操作方法の確認</p> <p>本時で使用した、教材・プリントを使いまとめさせる 送信された確認問題の結果や疑問・質問を整理する(次時に対応する)</p>	<p>学習プリント</p> <p>&lt;用語解説 50音順 物権法定主義・公共の福祉&gt; &lt;財産権事例 物権 所有権 民法209条から234条&gt; &lt;検索コーナー&gt;</p> <p>学習プリント &lt;確認問題 採点終了後送信&gt; &lt;質問・疑問・感想を質問掲示板入力 入力後送信&gt;</p>	<pre> graph TD     Start([始め]) --&gt; Confirm[学習内容の確認 活用教材の準備]     Confirm --&gt; Select[/学習教材選択・操作/]     Select --&gt; Understand{理解できたか}     Understand -- No --&gt; Select     Understand -- Yes --&gt; Learn[/関連・発展学習/]     Learn --&gt; Organize[学習の整理]     Organize --&gt; ConfirmQ[/確認問題/]     ConfirmQ --&gt; Score{点数 80}     Score -- No --&gt; ConfirmQ     Score -- Yes --&gt; Q[本時の質問・感想]     Q --&gt; Next[次時の確認]     Next --&gt; End([終わり])         </pre>
2 時 限	<p>前時の復習と、本時「用益物権」「占有権」「債権」の確認</p> <p>「用益物権」(地上権・永小作権・地役権・入会権) 「占有権」 「債権」</p> <p>学習プリントの整理 本時の関連・発展学習</p> <p>確認問題解答 質問掲示板入力</p>	<p>前時の復習を兼ね、前時の質問疑問についての解説 コンピュータ教材の利用及び操作方法を再確認</p> <p>コンピュータ教材を使用させる際にヒントを与える 送信された確認問題の結果や疑問・質問を整理(次時に対応する)</p>	<p>前時で使用したコンピュータ教材・学習プリント・本時の学習プリント</p> <p>&lt;財産権事例 物権 用益物権 地上権・永小作権・地役権・入会権&gt; &lt;財産権事例 物権 占有権&gt; &lt;財産権事例 債権 商品売買編・賃貸借編&gt;</p> <p>学習プリント &lt;用語解説 50音順&gt; &lt;検索コーナー&gt; &lt;法規の部屋&gt; &lt;確認問題 採点終了後送信&gt; &lt;質問・疑問・感想を質問掲示板入力 入力後送信&gt;</p>	
3 時 限	<p>前時の復習と、本時「無体財産権」「工業所有権」の確認</p> <p>「無体財産権」の種類 「工業所有権」(商標権・特許権・実用新案権・意匠権) 「著作権」</p> <p>「有価証券」 本時の関連・発展学習 確認問題解答 質問掲示板入力</p>	<p>前時の復習を兼ね、前時の質問疑問についての解説</p> <p>身近な工業所有権について考えさせる</p> <p>送信された確認問題の結果や疑問・質問を整理(次時に対応する)</p>	<p>前時で使用したコンピュータ教材・学習プリント・本時のプリント</p> <p>&lt;財産権事例 無体財産権 商標権・特許権・実用新案権・意匠権&gt; &lt;財産権事例 無体財産権 著作権&gt;</p> <p>&lt;財産権事例 有価証券 各用語&gt; &lt;検索コーナー&gt; &lt;用語解説 50音順&gt; &lt;法規の部屋&gt; &lt;確認問題 採点終了後送信&gt; &lt;質問・疑問・感想を質問掲示板入力 入力後送信&gt;</p>	

### (2) 検証計画

検証計画の概要は【表1】のとおりである。

【表1】検証計画の概要

検証項目	検証内容	検証方法	処理・解釈の方法
単元「物と財産権」学習に関するテスト	科目「経済活動と法」の単元「物と財産権」の授業の学習を通して社会生活と法の関わりについて理解することができたか	テスト法(事前・事後)	事前・事後のテストを行い、有効度指数により分析・考察
「経済活動と法」の学習に関する生徒の意識の変化について	「経済活動と法」に関する生徒の意識の調査	質問紙法(事前・事後)	事前・事後の実態を調査し分析・考察
開発教材の有用性	開発した教材が、「経済活動と法」の学習の理解に役立ったか	事後アンケート	アンケートの回答内容を分析・考察

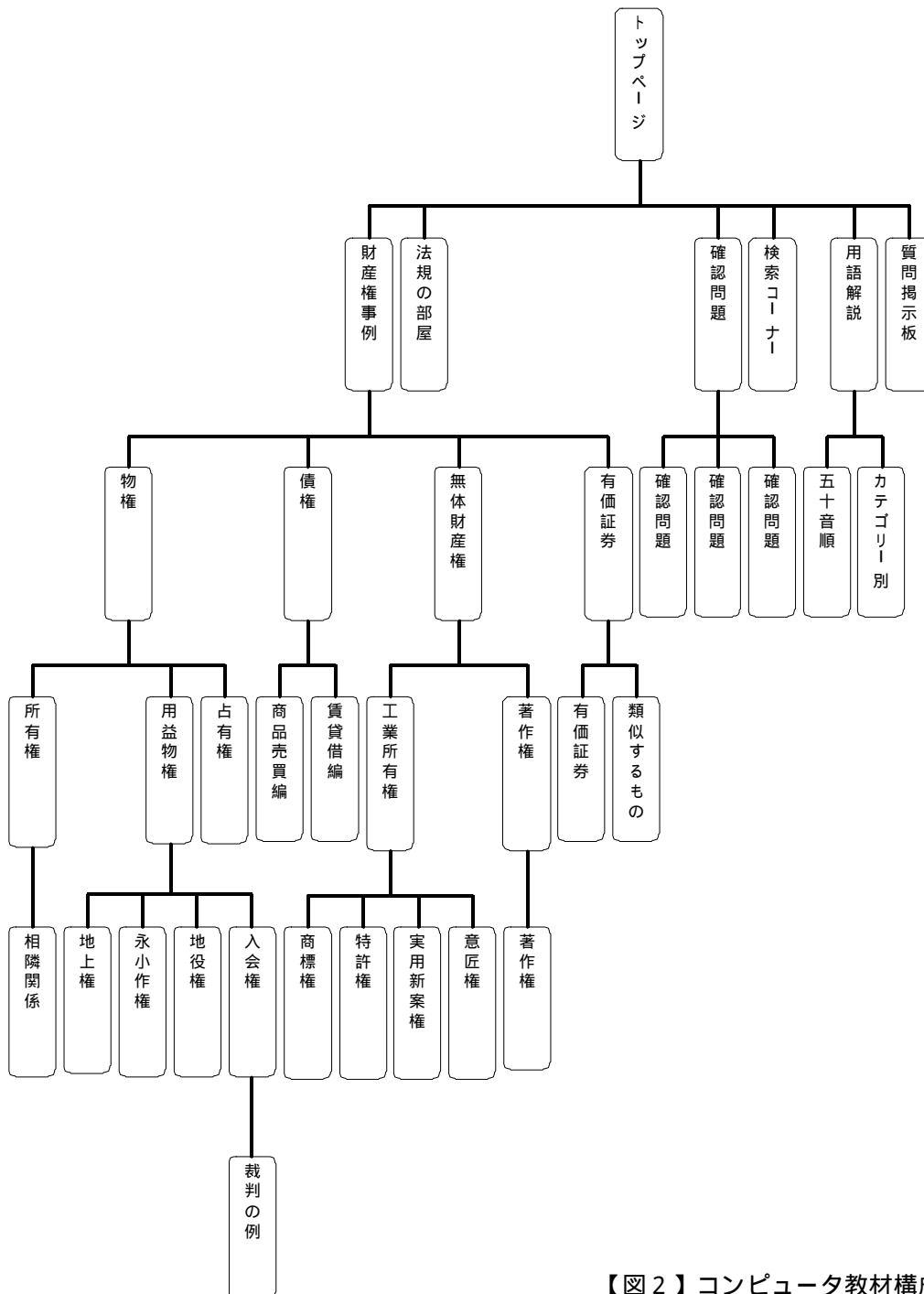
### 3 基本構想に基づき開発したコンピュータ教材

#### (1) コンピュータ教材開発の目標

- ・法に関する知識を身に付けることのできる教材としての役割を果たす
- ・学習していく中で、知識を習得していく楽しさを感じさせる
- ・身近な社会生活に当てはめて考え、生活において活用できるという意識を感じさせる
- ・学習内容ばかりでなく、関連する法規などについても着目させる工夫を図る
- ・生徒が自ら学習してみたいと思うような、意識を高めさせるために役立つ

#### (2) コンピュータ教材の概要

コンピュータ教材の概要を、【図2】から【図5】に示す。



【図2】コンピュータ教材構成図





【図3】トップページ



【図4】項目

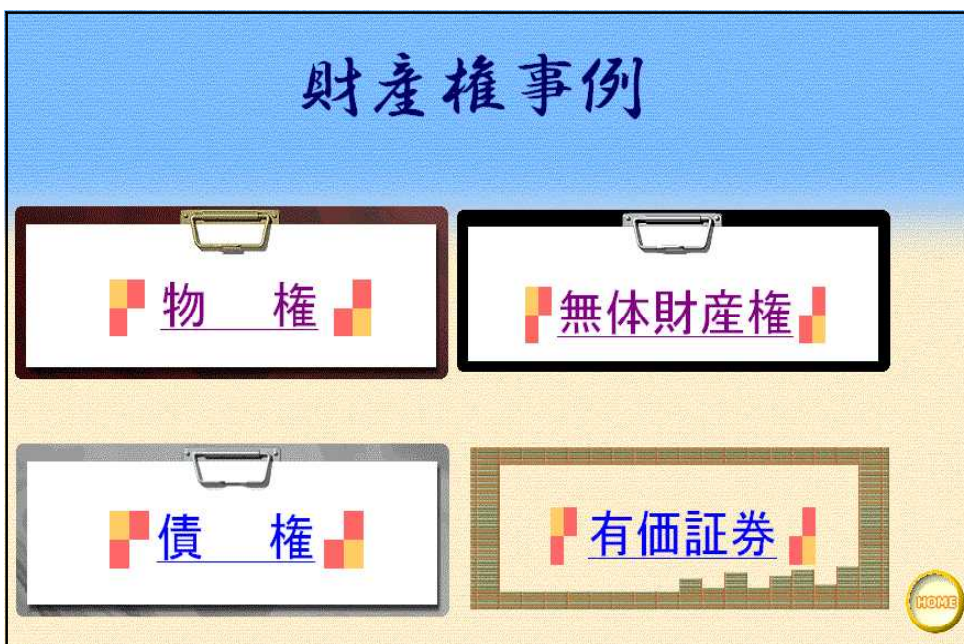


【図5】フレーム

【図2】はコンピュータ教材構成図である。【図3】はトップページであり、「財産権事例」「法規の部屋」「確認問題」「検索コーナー」「用語解説」「質問掲示板」の6つの項目【図4】で構成している。ページが変わっても、他の項目へ素早く切り替えられるように、画面右にフレーム【図5】を配置し、イメージとして捉えやすい図を用いたり、文字の大きさ・スタイル・配色・体裁などや調べたいところに行くように工夫した。

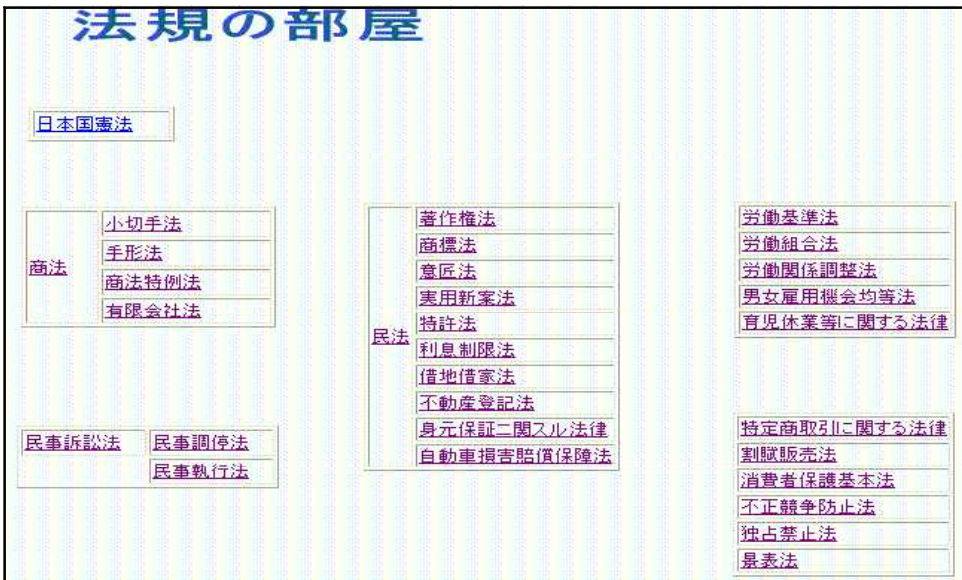
(3) コンピュータ教材の内容

コンピュータ教材の内容を、【図6】から【図11】に示す。



【図6】は「財産権事例」であり、26の動画・静止画を用いて、生徒にとって身近なことや、将来起こりうるであろう問題事象を分かりやすく表現した。  
教材数：「物権...9」「債権...2」「無体財産権...5」「有価証券...10」「webリンク...1」

【図6】財産権事例



【図7】は「法規の部屋」であり、学習に関連した法規の条項や条文の一部を容易に調べられるようにした。

【図7】法規の部屋



【図8】は「確認問題」であり、生徒の学習の理解度を把握したり、個に応じた指導や授業の工夫・改善の手掛かりとなるデータを得られるようにした。

【図8】確認問題



【図9】は「検索コーナー」であり、発展学習としての調べ学習が容易にできるようにした。検索ソフトへのリンクページである。Yahoo! Google excite infoseek 他

【図9】検索コーナー



# 用語解説

財産権に関する用語をまとめています

- ▶ [50音順インデックス](#)
- ▶ [カテゴリ別解説](#)
- ▶ [物権〔所有権〕](#)
- ▶ [物権〔用益物権〕](#)
- ▶ [物権〔占有権〕](#)
- ▶ [債権](#)
- ▶ [無体財産権〔工業所有権・著作権〕](#)
- ▶ [有価証券](#)

【図10】は「用語解説」であり、難解な用語の解説を50音別とカテゴリ別に整理し分類し調べやすくした。

【図10】用語解説

## 「物と財産権」の掲示板

質問や分からなかったことなど何でも書いてください。

[Free BBS] [Lv1 BBS] [Love] [Shop] [ブログ] [前ページへ]

(@▽@)カッコいい☆メルアド★欲しいなら → [こちらへ\(っ`▽´っ\)\)ドウゾ!](#)

投稿者

メール

題名

内容(自動改行します。利用可能タグ一覧)

URL(リンクを入れたい場合はここに記入します)  
http://

[ケータイ全キャリア対応] [RSS] [teacupコミュニティ]

新しい記事から表示します。最高100件の記事が記録され、それを超えると古い記事から削除されます。  
1回の表示で10件を超える場合は、下のボタンを押すことで次の画面の記事を表示します。

(無題) 投稿者: 306 投稿日: 9月30日(木)18時02分24秒

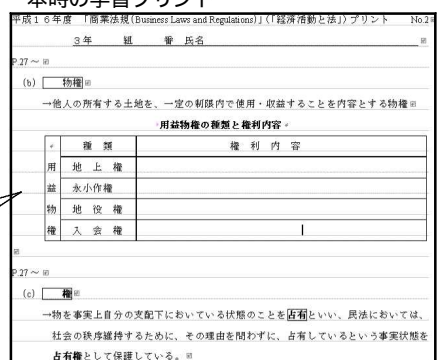
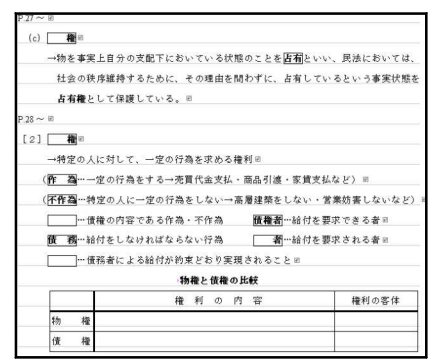
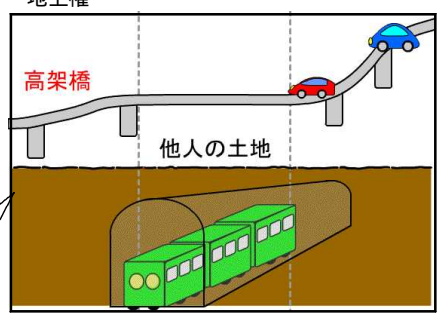


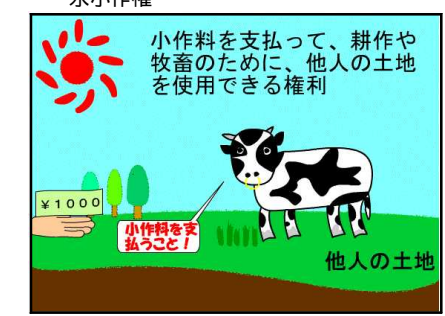


絵があるとわかりやすかった。

【図11】は「質問掲示板」であり、毎時の質問や疑問・感想を掲示板に入力し、データを集計処理することによって次時の学習に役立てる。(フリーの掲示板を活用 <http://www.teacup.com/>)

【図11】質問掲示板

4 授業実践及び実践結果の分析と考察

(1) コンピュータ教材を活用した経済社会と法のかかわりについて理解を深める授業実践の概要  
 指導試案に基づいて、以下のようにコンピュータ教材を活用して授業実践を行った。これは、  
 第2時限のものである。

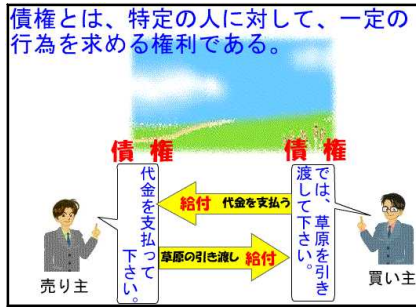
指導過程	教材活用	
<p>導入</p> <p>前時の復習と、本時「用益物権」「占有権」「債権」の確認                      前時で使用したコンピュータ教材及び学習プリント、本時の学習プリント</p> <p>学習プリントを使い本時の確認をする。                      授業中も随時使用する。</p>	<p>本時の学習プリント</p>  	
<p>展開</p> <p>「用益物権」(地上権・永小作権・地役権・入会権)</p> <p>&lt;メニュー&gt;                      &lt;財産権事例&gt;                      &lt;物権&gt;                      &lt;用益物権&gt;                      &lt;地上権の学習&gt;                      同様に                      &lt;永小作権&gt;                      &lt;地役権&gt;                      &lt;入会権&gt;</p> <p>「占有権」                      &lt;メニュー&gt;                      &lt;財産権事例&gt;                      &lt;物権&gt;                      &lt;占有権の学習&gt;</p>	<p>地上権</p>  <p>高架橋 他人の土地</p> <p>地役権</p>  <p>通行・引水など、自己の土地の便益のために、他人の土地を使用できる 他人の土地 自分の土地 通行可</p> <p>占有権</p>  <p>社会の秩序を維持するために、理由を問わずに、占有している事実を権利として保護している。</p>	<p>永小作権</p>  <p>小作料を支払って、耕作や牧畜のために、他人の土地を使用できる権利 ¥1000 小作料を支払うこと! 他人の土地</p> <p>入会権</p>  <p>古来の慣習にもとづいて、たき木や草などを取るができる</p> <p>確認問題をしています</p> 



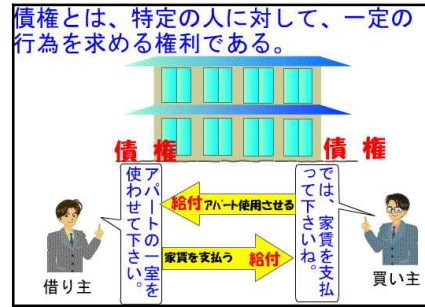
「債権」

- <メニュー>
- <財産権事例>
- <債権>
- <商品売買編>
- <賃貸借編>

商品売買編



賃貸借編



終末

学習プリントの整理

本時の復習・発展学習

- <メニュー>
- <用語解説>
- <50音順・カテゴリ別>
- <用語の確認>

- <メニュー>
- <検索コーナー>
- <復習・調べ学習>

- <メニュー>
- <法規の部屋>
- <条文などの確認>

確認問題解答

- <メニュー>
- <確認問題>
- <解答・採点>
- <誤答箇所再学習>
- <採点結果の送信>

質問掲示板入力

- <メニュー>
- <質問掲示板>
- <疑問・質問・感想の入力>
- <入力文の送信>

次時について

学習プリント

用語解説 (50音順)

50音順

<b>あ</b> 永小作権 入会権 差戻権 重併法	<b>か</b> 借付 工業所権限 金庫 権利の活用 公共の福祉 小切手 物権 地権法定主義 文化財保護法 証券証券	<b>さ</b> 財産権 所有権 担保関係 収益 区分 占有 債権 債権差 行為 不作為	<b>た</b> 債務 保証書 設備 借地権 借付権 家賃 家賃前金 家賃前金法 差引	<b>な</b> 地上権 地役権 借注権 家賃 差引 差引 差引 差引
<b>は</b> 物権 地権法定主義 文化財保護法 証券証券	<b>ま</b> 無任財産権	<b>や</b> 用益物権 有価証券	<b>り</b> 差引	<b>ろ</b> 差引

(カテゴリ別)

用益物権

【用益物権】  
他人の所有する土地を、一定の制限内で使用・収益することを含む物権

【地上権】  
建物などの工作物の構造、植林などのために、他人の土地を使用できる権利

【永小作権】  
小作料を支払って、耕作や牧畜のために、他人の土地を使用できる権利

【地役権】  
通行・引水など、自己の土地の便宜のために他人の土地を利用することができる権利

【入会権】  
古来の慣習にもとづいて、農村の人々が他人の土地に入って、たきまきや草などを取ることのできる権利

検索コーナー

freshEYE 占有権 検索

法規の部屋

第五章 永小作権

第二百七十条 永小作人ハ小作料ヲ払ヒテ他人ノ土地ニ耕作又ハ牧畜ヲ為ス権利ヲ有ス

確認問題

問題 1.  
古来の慣習に基づいて、農村の人々が他人の土地に入って、薪や草などを取ることのできる権利のことを何というか。  
地上権 永小作権 地役権 (正解) 入会権

問題 2.  
通行・引水など、自己の土地の便宜のために他人の土地を使用できる権利を何というか。(民法280条)  
地上権 永小作権 (正解) 地役権 入会権

問題 3.  
建物などの工作物の構造、植林などのために他人の土地を使用できる権利を何というか。  
(正解) 地上権 永小作権 地役権 入会権

質問掲示板

投稿者 3C45  
メール  
題名 今日の授業について [投稿] [消す]

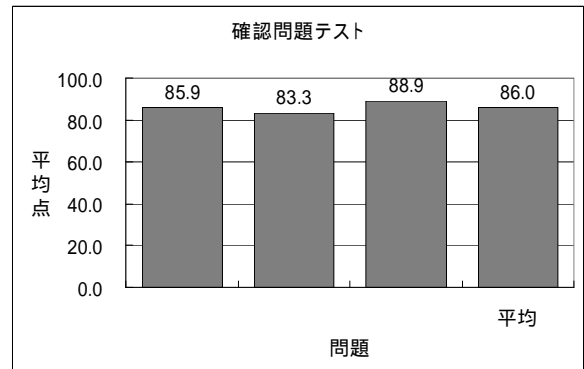
内容 (自動改行します。利用可能タグ一覧)  
用益物権用語が分からないのでもう一度解説をお願いします。アニメーションが分かりやすかったです。

次時の学習について伝達

(2) 高等学校商業科「経済活動と法」における、経済社会と法のかかわりについて理解を深める指導に関する実践結果の分析と考察

ア 学習内容の定着状況

【図12】は、毎時ごとの確認問題の平均点の結果をまとめたものである。3回を通しての平均点は86.0点であり、各授業実践の直後の時点での学習内容の理解は教師側が意図した結果が得られている。



【図12】確認問題テスト結果

【表2】は、事前・事後のテストを有効度指数で分析した結果である。この結果テスト全体の平均点は34.1点上昇しており、有効度指数は52を示した。観点別に見てみると、「法の意義や役割の理解」の有効度指数は51、「基礎的・基本的知識の習得」では54を示した。分析の結果、有効度指数は50以上を示しており、コンピュータ教材を活用した授業により、基礎的・基本的知識の習得を図り、法の意義や役割について説明できるようになる効果があったと考える。

【表2】正答率及び有効度指数による分析結果 N=43

テスト全体		事前	34.4	52
		事後	68.5	
観点別	法の意義や役割の理解	事前	34.0	51
		事後	67.4	
	基礎的・基本的知識の習得	事前	34.9	54
		事後	69.8	

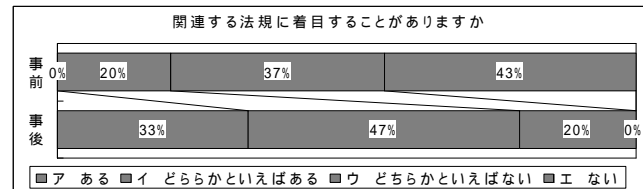
正答率はテストの解答項目数と正答数から算出  
上記算出に用いた公式  
有効度指数 = { (事後テスト正答率) - (事前テスト正答率) }  
÷ { 100 - (事前テストの正答率) } × 100

補充資料1～4へ「シ」

イ 意識の状況についての分析結果

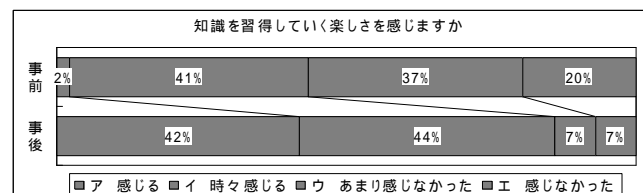
(ア) 授業に対する意識

【図13】は「学習していくなかで関連する法規にまで着目することがありますか」についての回答である。この結果から、事後の結果はプラス傾向を示す生徒が80%であり、「ない」が0%である。このことから、明らかに意識が向上したものと考えられる。

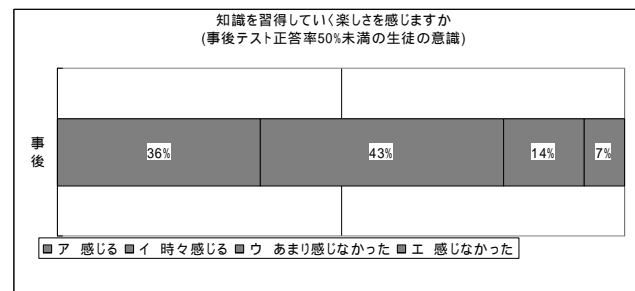


【図13】授業に関するアンケート結果 1

【図14】は「学習の中で、知識を習得していく楽しさを感じますか」についての回答である。この結果から、事後の意識がマイナス傾向を示す生徒は14%であり、学習に楽しさを感じ知識を習得していこうという姿勢が高まってきたものと考えられる。



【図14】授業に関するアンケート結果 2

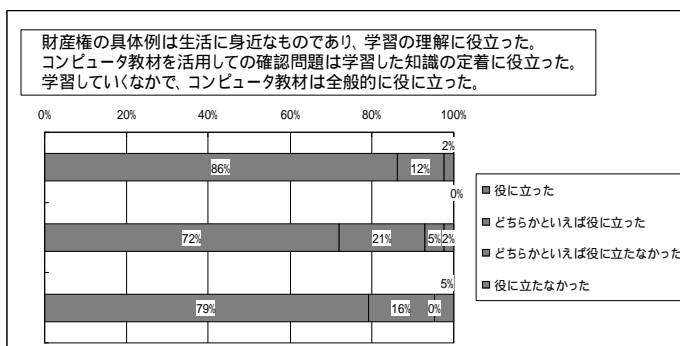


【図15】授業に関するアンケート結果 3

また、【図15】は事後テストの正答率が50%未満の生徒の【図14】と同様の質問に対する結果である。79%の生徒がプラス傾向を示しており、事後テストの結果が思わしくなかった生徒にも、本授業実践は効果があったものとする。

(イ) 開発教材に対する意識

【図16】は開発した教材が生徒にとってどのように感じたかというアンケートをとった結果である。各項目においてほとんどの生徒が「役立った」「どちらかといえば役に立った」と回答している。このことから、開発したコンピュータ教材は授業実践を行っていく上で効果があったと考える。



【図16】開発教材に関するアンケート結果

(ウ) 授業実践に対する生徒の感想

上記、(イ)と密接な関係があるが、「理解しやすい」「覚え(分かり)やすい」「楽しい」という感想を記入した生徒が、43名中33名(77%)で、「難しかった」「コンピュータに依存して良いのか」という生徒が3名(7%)であった。ほとんどの生徒にとって、コンピュータを活用した「経済活動と法」の授業は、興味・関心を持たせ、理解を深める学習に役に立ったと考える。しかし、コンピュータを活用することにマイナスの感想を記入した生徒もいるので、その意見も取り入れながら教材の開発、授業展開の工夫に取り組んでいきたいと考える。

【生徒の感想(掲示板を活用し生徒から寄せられたもの)】

コンピュータを使っているの、説明する時の絵や情報がすぐに出てくるので、授業がスムーズに進んでいたのととても良かった。  
 アニメーションでの説明は自分で勉強するよりも、よく理解し、よく覚えられたと思う。操作も簡単だった。  
 財産権には様々な種類があり、覚えるのは大変でした。しかし、パソコンでのアニメーションのおかげで楽しく覚えることができました。授業はこういう形を取った方が生徒も集中して、楽しく授業の内容を覚えられると思います。テスト勉強などで活用してみたいと思った。  
 財産権の具体例のアニメーションが分かりやすく、理解しやすかった。分からないことがあれば検索できるのも良かった。確認問題があるので、自分がどれだけ理解しているのか、何を理解していないのかが分かるので良かった。  
 特に六法では、普通に考えれば良い事や悪い事の理由が分からない時に、文字表記だけで非常に理解しがたいところを、アニメーションでよく理解する事ができた。  
 アニメーションを使うことによって理解しやすかった。混合していた用語の説明などもアニメーションによって覚えられた。授業でノートに書いたり、教科書を読むだけでなく、パソコンを使った分かりやすい授業の方が理解しやすく楽しいと思った。また、毎時間の確認テストの効果はかなりあると思う。

## 5 経済社会と法のかかわりについて理解を深める指導に関するまとめ

経済社会と法のかかわりについて理解を深める指導に関して、開発したコンピュータ教材を授業実践をとおして明らかになった成果を以下にまとめる。

- (1) 本研究の開発教材を用いた指導により「経済活動と法」の学習が、自分の生活とかけ離れていることととらえて興味・関心を示さない状態から、知識を習得していく楽しさが育まれ、法に関する基礎的・基本的知識を習得させることができた。
- (2) コンピュータ教材を使い、調べ学習や用語・法文検索・確認テストなど生徒自らの授業参加に重点をおいた授業展開を図ることによって、関連する法規にまで着目するようになるなど、自ら学ぼうという姿勢が授業を通してみられるようになった。
- (3) 具体例を提示することによって、学習内容を身近な社会生活に当てはめて考え、法の意義や役割についての理解が深まっていったと考える。

以上のことから、授業実践をとおして、高等学校商業科「経済活動と法」の学習指導における開発したコンピュータ教材の活用が、生徒の理解を深めさせるための有効な指導の一つであるという見通しを持つことができた。当初ととらえた、「法を理解させることができる教材が少ない」「法知識を身に付けさせる指導の工夫が難しい」「生徒の生活体験が法とかかわっていることを意識付けさせる機会が少ない」という実態は本研究により改善されたものものとする。

## 研究のまとめと今後の課題

### 1 研究のまとめ

本研究では、経済社会と法のかかわりについて理解を深める教材の開発に多くの時間を費やし、開発教材を活用した授業実践を行ったが、多くの生徒は生き生きと授業に取り組み、教材の開発に費やした時間と労力が生徒の笑顔によって報われたような感じがした。知識の埋め込みだけではなく、創意工夫をこらした授業がもっと必要である。また、より生徒の立場に立った授業ができれば今回以上の有効な手段となるであろう。

「経済活動と法のかかわり」を言い換えれば「社会生活と法のかかわり」と言える。社会生活の延長線上に経済生活があるものであり、本研究に用いたコンピュータ教材を使用し継続的に学習をしていくことによって社会生活そして経済社会と法のかかわりについて学ぶ姿勢が身に付いていくものとする。

本研究で作成した教材の更なる研究はもちろんのこと、事前・事後のアンケート・テストなどは、設問や出題の仕方や内容を更に研究し、検証や学習評価が適切にできるようにしていきたい。また、生徒や他の先生方から得る開発した教材に対する意見や要望を参考にしながら研究を継続していきたい。

### 2 今後の課題

授業においてコンピュータを活用する授業の展開を一つの選択肢ととらえ、他の単元においても効果的な活用場面の検討や教材の開発をし、生徒の興味・関心や理解の助けとなるような研究に取り組んでいくべきであるとする。



【参考文献】

加藤 一郎 監修 北原 建彦 発行(2004),『ビジネス基本六法』, (株)令文社  
加藤 一郎 他6名(2003),『商業法規』, 実教出版(株)  
財団法人 産業教育振興中央会 発行(2003-2004),『産業と教育』,  
21世紀の商業(Business)教育(13)~(21), 文部科学省初等中等教育局視学官 吉野 弘 一  
坂田 桂三 他16名(2004),『経済活動と法』, 一橋出版(株)  
辻本 一義(2004),『特許・知的財産権の教科書』, PHP研究所  
文部省(2000),『高等学校学習指導要領解説 商業編』, 実教出版(株)  
山野目 章夫(2004),『物権法』[第2版], 日本評論社

【参考URL】

特許庁, <http://www.jpo.go.jp/indexj.htm>  
社団法人著作権情報センター(KIDS CRIC),  
<http://www.kidscric.com/whatcopy/whatcopy.html>

# 補 充 資 料

## 目 次

- 【資料1】 事前・事後テスト・・・・・・・・・・・・・・・・・・補充資料1
- 【資料2】 事前・事後・実習教材に関する質問紙・・・・・・・・・・補充資料5
- 【資料3】 授業実践における学習指導案・・・・・・・・・・・・・・・・・・補充資料7
- 【資料4】 開発教材一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・補充資料13

【資料1】 事前・事後テスト

平成16年度 「物と財産権」 事前・事後テスト

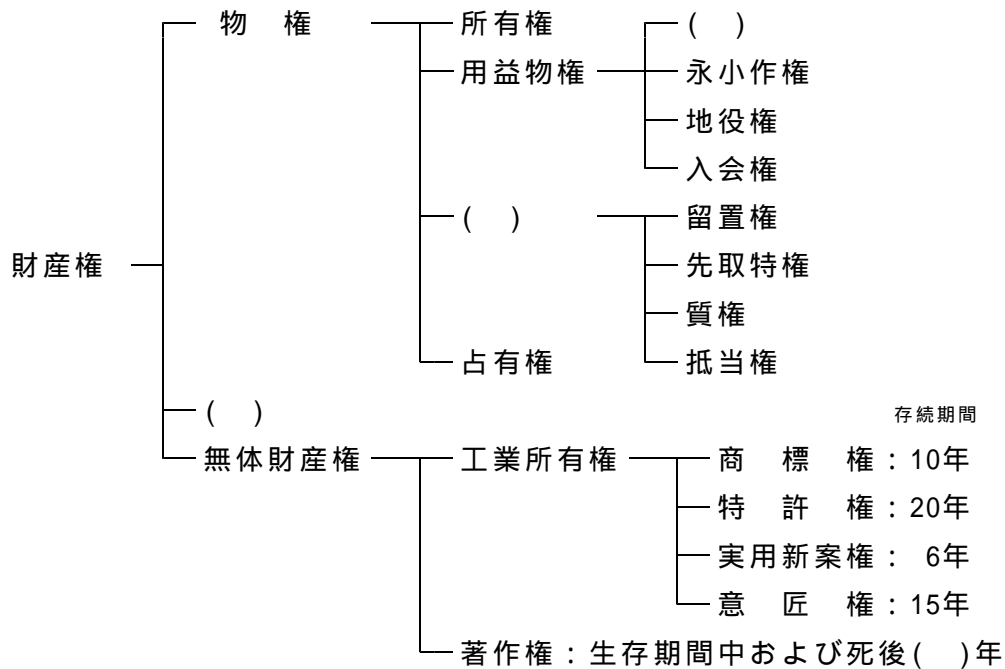
1

《問題》

3年 組 番 氏名

---

下記の図は財産権とその種類についてであるが、空欄を埋めなさい。



以下は何について述べたものか、解答欄に答えなさい。

ある一定の物を、他人からの影響や干渉を排除して直接に支配し、利用できる権利。  
物権の種類・内容は法律が定め、個人がそれと違う物権を作ることにはできないということは何主義というか。

法令制限内で、物を自由に使用し、どのようなしかたでも全面的に物を支配することのできる権利。

隣接する土地の所有権のあいだの利益の調整をはかったり、公共の福祉と権利の濫用の禁止の立場から、所有権に制限を加えること。

物を事実上自分の支配下においている状態のこと。

法律において、債権の内容である作為・不作為のこと。

債務者による給付が約束どおり実現されること。

文芸・学術・美術・音楽の作成をした人の権利。

手形や小切手など財産権をあらわした証券で、その権利の行使や移転に、証券の所持が必要であるもののこと。

次の文章を読んで、考えをまとめてを解答欄に記入しなさい。

隣家が建物を建築しましたが、外階段が境界線から30cmのところに取り付けられ、窓からの採光が妨げられ、昇降の音も気になり困っています。自分の身の回りのことも考えながら、どのように対処できるか述べなさい。

民法218条には、ひさしから雨水が落ちるような場合は、ひさしに樋などを付けて雨水が落ちないようにするよう隣家に要求できます。しかし、私の所有地では、隣地の土盛りなど（高い所）から雨水が流れてきて困っています。どのように対処できるか述べなさい。

私は、袋地（他人の土地に囲まれていて公道に通じていない土地）の所有権を取得しましたが、他の所有者の土地を通過しなければ公道に出られません。どのようにすればよいか述べなさい。

隣地の庭木の枝が当家の宅地内にまで伸びて、花弁や枯葉が散乱し困っています。また、根も当家の宅地内にまで伸びて、迷惑しています。自分の身近なことも考えながら、どうすれば対処すればよいか述べなさい。

所有地に建物建築用の資材搬入のため、隣地に入らなければ工事ができないのですが、どのように対処できるか述べなさい。

用益物権とは、他人の所有する土地を、一定の制限内で使用・収益することを内容とする物権であるが、下記の用益物権はどのようなときに他人の土地を使用できる権利なのか、例にならって権利内容の欄に答えなさい。

	種 類	権 利 内 容
用 益 物 権	地 上 権	例：建物などの工作物の築造、植林などのため
	永小作権	
	地 役 権	
	入 会 権	

次の文は工業所有権についての説明である。何についての説明か答えなさい。

...工業上の発明のこと

...品物の形・模様・色などの、工業上の新しい考案

...特定業者の製造・販売と分かるようなマークや特定業者の提供役務と分かるサービスマークのこと

...品物の形や構造についての、実用的な工業上の考案

3年 組 番 氏名

---

		例：建物などの工作物の築造、植林などのため			

平成16年度 「物と財産権」 事前・事後テスト《解答例》

3年 組 番 氏名

	地上権	担保物権	債権	50	
	物権	物権法定主義	所有権	相隣関係	占有
	給付	履行	著作権	有価証券	
	<p>民法234条により、建物を築造するには境界線から50cm以上の距離を存することが必要である。よって、隣地の所有者はその建築の廃止又は変更をさせることができる。しかし、建築着手の時から1年を経過し、または、その建築の完成した後は損害賠償の請求しかできない。よって、この場合は、損害賠償の請求しかできない。</p>				
	<p>民法214条「土地の所有者は、隣地から水の自然に流れて来るのを妨げることはできない。」により、同じ雨水でも地面を流れるものについては「水は高い所から低い所に流れる」と自然の流れに任せなくてはならず、この場合は、隣家の雨水が流れてくるのを妨害することはできない。</p>				
	<p>この場合は、民法210条により、ある土地が他の土地に囲繞せられて公路に通じていないときは、その土地の所有者は、公路に至るため囲繞地（イゾヤ）を通行することができる。（民法211条により、通行の場所及び方法は、通行権を有する者のために必要にして、損害が最も少ないものを選ぶこと。）</p>				
	<p>民法233条により、隣地の竹木の枝が境界線を越えるときは、その竹木の所有者にその枝を剪除（セツジョ）させることができる。</p> <p>民法233条2項（竹木根の截取権）隣地の竹木の根が境界線を越えるときは、これを截取（セツシュ）することができる。</p>				
	<p>民法209条により土地の所有者は、境界又はその付近において障壁若しくは建物を築造、または修繕するため必要な範囲内において、隣地の使用を請求することができる。ただし、隣人の承諾がない場合には、その住家に立ち入ることができない。隣人は損害を受けたときは、その償金を請求することができる。</p>				
	<p>例：建物などの工作物の築造、植林などのため</p>				
	<p>小作料を支払って、耕作や牧畜のため</p>				
	<p>通行・引水など、土地の便益のため</p>				
	<p>古来の慣習に基づいて、農村の人々が他人の土地に入って、薪や草などを取ることができる権利</p>				
	特許権	意匠権	商標権	実用新案権	

【資料2】 事前・事後・実習教材に関する質問紙

アンケートのお願い(事前)

岩手県立盛岡商業高等学校 3年 組 男・女

この調査は、「商業法規(経済活動と法)」の学習について、皆さんがどう思っているかを知り、これからの学習に役立つために行うものです。自分の考えに近いものを回答欄に記入して下さい。

「商業法規(経済活動と法)」の授業(学習)について、あなたはどのように考えていますか。

学習の中で、知識を習得していく楽しさを感じますか。

ア 感じる ウ あまり感じない

イ 時々感じる エ 感じない

学習内容をみたときに、自ら学習してみたいと思いますか。

ア そう思う ウ どちらかといえばそう思わない

イ どちらかといえばそう思う エ そう思わない

学習において、既学習事項を基に考えることがありますか。

ア よく考える ウ あまり考えない

イ 時々考える エ 考えない

この教科の学習が、他の教科の学習に役立つと思いますか。

ア 役立つと思う ウ どちらかといえば役立つと思わない

イ どちらかといえば役立つと思う エ 役立つと思わない

学習に際して、身近な社会生活に当てはめて考えますか。

ア 考える ウ どちらかといえば考えない

イ どちらかといえば考える エ 考えない

また、この教科の学習が生活に生かせると思いますか。

ア 生かせると思う ウ どちらかといえば生かせないと思う

イ どちらかといえば生かせると思う エ 生かせないと思う

学習していくなかで関連する法規にまで着目することがありますか。

ア よくある ウ どちらかといえばない

イ どちらかといえばある エ あまりない

<回答欄>






## 【資料3】授業実践における学習指導案

### 学 習 指 導 案

日 時 平成16年9月27日～30日  
学校名 岩手県立盛岡商業高等学校  
学 級 3学年C・F・G組  
男26名 女21名 計47名  
指導者 菅 谷 誠 弥

- 1 単元名 物と財産権
- 2 単元設定の理由

#### (1) 教材観

高等学校商業科「経済活動と法」の学習においては、抽象的な解説や展開とならないように、できるだけ具体例に基づき学ばせるようにしたいと考える。生活に密着し、生きて活用されるものとするために記憶中心の学習でなく、法律や条文が生かされる事例を創作し、生徒の興味・関心を育てたい。また、判例・新聞や雑誌等の記事を教材として活用し、学習内容の具体性を伴う展開を心がけたい。そして、事例を通して考えることにより、法的に合法的な考え方を養成していきたいと考える。

以上のようなことに配慮しながら、抽象的な解説や事例などを可視的に表現できるコンピュータ教材を活用した授業を展開することによって、高等学校商業科「経済活動と法」の学習において、ビジネスに必要な法規に関する基礎的・基本的な知識を習得させたいと考える。

本教材は、動画や静止画などを多く取り入れて現実感を与え、短時間でポイントを押さえた表現ができるコンピュータ教材である。抽象的で難しい文章表現をコンピュータによる提示によって視覚に訴え、文章表現による堅苦しさを取り除き、法を具体的に理解させることができると考える。

#### (2) 生徒観

一般的に、学習に取り組む姿勢はまじめな生徒が多く、約半数の生徒は教目の学習にも興味・関心をもって取り組んでいる。しかし、学習全般にわたりやや意欲に乏しく、学習成果がなかなか思うように現れない生徒もいる。そういう生徒も、「経済活動と法」の授業を通して法に関心を持ち積極的に理解しようという姿勢となるように、支援や援助をしていきたい。

#### (3) 指導観

「経済活動と法」を学ぶことは、資本主義経済体制のもとで経済を中心に高度に発達した複雑な市民社会を賢く生きていく上での基本的なルールを学ぶことである。そして、一市民としての社会的要請に応えるための必修のルールを修得することである。それは、社会生活の秩序、市民社会での人間関係の存り方、紛争の予防と解決への手立てであると考えられる。学んで得たものは生活の知恵そのものであり、人間社会の秩序の仕組み、その仕組みの中での協調的な行動の在り方と活性化の方向を学習することができる。と考える。

科目「経済活動と法」の目標は「ビジネスに必要な法規に関する基礎的・基本的な知識を習得させ、経済社会における法の意義や役割について理解させるとともに、経済事象を法律的に考え、判断する能力と態度を育てる。」とある。本教材を活用した授業ではもちろんのこと、普段の生活の上でも、上記資質が身に付くように指導していきたい。

### 3 単元の目標

- (1) 社会生活を法律的にみると、権利・義務の関係で成り立っており、権利・義務の意義や種類及び権利行使の限界などを理解させる。
- (2) 物権の対象である物の概念と範囲を明らかにし、物の分類について区別することの法律上の意味を理解させる。
- (3) 権利の客体としての物の意義や種類を理解させるとともに、経済的な利益を内容とする物権・債権及び無体財産権の意義や種類について理解させる。また、サービスの意義に触れその法的な取り扱いについても理解させる。

### 4 指導計画

- 1時限目 財産権とその種類 物権「所有権」
- 2時限目 物権「用益物権」「占有権」 債権
- 3時限目 無体財産権 有価証券

### 5 学習指導

- (1) 第1時限の学習指導（財産権とその種類 物権「所有権」）

#### ア 本時の指導目標

財産について認められる権利が財産権であるということ、及び、物権の種類が物権法定主義によって限定されていることを理解させる。財産権・物権の主体である所有権について理解を深め、その関連において相隣関係を理解させる。コンピュータ教材を随所に用いて理解を深め

させる。

イ 本時の学習目標

財産権の種類は、物権・債権・無体財産権に分けられ、また物権は、所有権、用益物権、担保物権、占有権に分かれているという概括をつかむ。所有権の中の相隣関係について理解する。

ウ 指導のステップ

G 学習目標と同じ

経済的な利益を内容とする権利を、ひろく財産権という。

財産権の種類を覚える。

ある一定の物を、他人からの影響や干渉を排除して直接に支配し、利用できる権利を物権という。

物権の種類・内容は法律が定め、個人がそれと違う物権を作ることができないということをも物権法定主義という。

物権の種類を覚える。

法令制限内で、物を自由に使用し、どのようなしかたでも全面的に物を支配することのできる権利を所有権という。

所有権に関する用語を理解する。

隣接する土地の所有権のあいだの利益の調整をはかったり、公共の福祉と権利の濫用の禁止の立場から、所有権に制限を加えることを相隣関係という。

相隣関係の具体例がわかる。

R 財産権について概括をつかむ。

R 所有権について概括をつかむ。

エ 本時の展開

	学習内容	学習活動		留意点	評価
		教師の活動	生徒の活動		
導入 5分	1 本時の学習内容の確認 R R	1 本時の学習内容は「財産権とその種類」であることの確認する。	1 本時の学習内容を確認し、生活との関わりについて考える。	1 学習プリントの配布	1 学習内容を確認し生活との関わりについて考えたか。 (知識・理解)
	2 財産権について	2 財産権の種類について触れ、本時はその中の物権「所有権」について学ぶことを周知させる。	2 教科書・学習プリントで確認する。	2 財産権とは物権・債権・無体財産権の3つである。	2 学習項目を確認できたか。 (関心・態度)
財産権にはどのようなものがあり、物権「所有権」は生活の中でどのように関わっているのだろうか。					
	3 物権について	3 物権の種類について解説する。	3 解説を聞く。	3 物権の種類は所有権用益物権、担保物権占有権であることを確認する。	3 物権の種類がわかったか。 (関心・態度)
	4 所有権について	4 所有権について解説する。	4 解説を聞く。	4 教師の解説を聞く。	4 所有権の概要についてわかったか。 (関心・態度)
	5 用語の学習	5 「物権法定主義」について、コンピュータ教材を使用し、<用語解説 50音順 物権法定主義>と進み、用語をコンピュータ教材で確認する。	5 コンピュータ画面を正視する。	5 コンピュータと教材の利用方法を実践しながら覚えさせる。ここでは、操作の仕方を覚えるのが主で用語自体については深入りしない。	5 用語を理解したか。(理解)
	6 用語の学習	6 <検索コーナー>において、検索ソフトを利用し検索してみせる。	6 「公共の福祉」について、実際にコンピュータ教材を使用し、<用語解説 50音順 公共の福祉>と進み、用語をコンピュータ教材で	6 一斉に進められるように操作方法を徹底させる。	6 用語を理解したか。 (技能・関心・態度)

展 開	7用語の学習	7 <検索コーナー>活用させる。	7 発展学習として<検索コーナー>において自分の好きな検索ソフトを利用し検索する。	7 机間巡視をしながら確認する。	7 発展学習ができたか。(技能・関心・態度)
	8 既習事項のまとめ	8 学習プリントの空欄を埋めるよう指示する。	8 学習プリントの空欄を埋める。	8 机間巡視をしながら確認する。	8 まとめられたか。(知識・理解)
	9 相隣関係について	9 「相隣関係」について解説する。	9 解説を聞く。	9 コンピュータに触れないように注意を促す。	9 相隣関係の概要がわかったか。(関心・態度)
30分	10 具体例の学習	10 「相隣関係」について、コンピュータ教材を使用し、<財産権事例 物権 所有権 民法209条から233条>と進み、具体例をコンピュータ教材でも確認する。	10 「相隣関係」について実際にコンピュータ教材を使用し、<財産権事例 物権 所有権 民法234条>と進み具体例をコンピュータ教材で確認する。繰り返し教材を使用する。	10 操作方法の確認。机間巡視。	10 具体例により理解が深まったか。(知識・理解)
民法175条に物権の種類が定められており、「所有権」はその中心となっている。					
ま と め	11 既習事項のまとめ R R G	11 学習プリントの整理を指示する。	11 学習プリントの整理する。	11 本時で使用した、教材・プリントを使い本時についてまとめさせる。	11 まとめられたか。(知識・理解)
15分	12 確認問題(テスト) R R G	12 確認問題の解答を指示する。	12 確認問題を解答し、終了後は採点し送信する。	12 送信された確認問題の結果を整理する。	12 採点結果が80点以上か。(知識・理解)
	13 質問や疑問、次時の予告 R R G	13 質問や疑問などを掲示板に記入させる。	13 質問や疑問などを掲示板に入力する。(挙手によるものでも可)	13 疑問・質問を整理する。	13 自分で質問や疑問が把握できたか。(知識・理解)

オ 本時の評価規準

(ア) 我が国の民法は、所有権を中心に物権が制定されていることが理解でき、説明することができるようになったか。

(イ) 相隣関係が所有権の制限であり、社会生活の円滑のための調和に役立っていること理解できたか。

(2) 第2時限の学習指導(物権「用益物権」「占有権」(債権))

ア 本時の指導目標

地上権に重点をおき用益物権の概要について理解させる。占有権は物権の中でも特殊な物で被支配権であることを理解させる。債権については物権とともに財産権の中心的なものであり、物権と比較しながら債権の性質について明らかにする。

イ 本時の学習目標

用益物権の種類は、地上権・永小作権・地役権・入会権とあり、それぞれの概要について理解する。占有という状況について理解する。生活の中から様々な債権を考え債権の概念をつかむ。

ウ 指導のステップ

G 学習目標と同じ

他人の所有する土地を、一定の制限内で使用・収益することを内容とする物権を用益物権という。

用益物権の種類を覚える。

民法において、社会の秩序維持するために、その理由を問わず占有しているという事実状態を一つの権利として保護しており、この権利を占有権という。

3つの占有訴権について理解する。。

特定の人に対して、一定の行為を求める権利を債権という。

給付・作為・不作為について理解する。

債務・債権者・債務者について理解する。  
債務者による給付が約束どおり実現されることを履行という。  
本時について発展学習。

- R 用益物権について概括をつかむ。
- R 占有権の意味を言える。
- R 債権の概括をつかむ。

エ 本時の展開

	学習内容	学習活動		留意点	評価
		教師の活動	生徒の活動		
導入 5分	1 本時の学習内容の確認 R R R	1 前時の復習を兼ね前時の質問・疑問についての解説する。本時の学習内容は物権「用益物権」「占有権」及び債権であることを周知させる。	1 本時の学習内容を確認する。	1 コンピュータの起動を指示し、学習プリントを配布する。	1 学習内容を確認できたか。 (関心・態度)
	用益物権にはどのようなものがあり、生活の中でどのように関わっているのだろうか。				
展開	2 用益物権について 3 具体例	2 「用益物権」(地上権・永小作権・地役権・入会権)について解説する。 3 「用益物権」について、コンピュータ教材を使用させる。	2 解説を聞く。 3 コンピュータ教材を活用し理解を深める。 <財産権事例 物権 用益物権 地上権・永小作権・地役権・入会権>と進み、具体例を自らコンピュータ教材で確認する。	2 用益物権は、4種類とも土地に関する物権であることに着目させる。 3 コンピュータ教材の利用及び操作方法を再確認する。一斉に進めるように配慮する。	2 用益物権の種類がわかったか。 (関心・態度) 3 用益物権の概要がわかったか。 (知識・理解)
	4 既習事項のまとめ	4 学習プリントの空欄を埋めるよう指示する。	4 学習プリントの空欄を埋める。	4 机間巡視をしながら確認する。	4 空欄に記入できたか。 (知識・理解)
	5 占有権について 6 具体例	5 「占有権」について解説する。 6 「占有権」について、コンピュータ教材を使用させる。	5 普段の生活での物の貸し借りを例に占有という点から考え、それをまとめる。(発言) 6 <財産権事例 物権 占有権>と進み、具体例をコンピュータ教材で確認する。繰り返し教材を使用してみる。	5 普段の生活での物の貸し借りを例に占有という点から考えさせる。 6 占有権とは不当占有を保護することが目的できなく、事実状態を秩序として維持しようとするのが目的である。	5 生活との関わりについて考えたか。 (関心・態度) 6 占有権の理解とコンピュータの操作ができたか。(技能・関心・態度)
	7 債権について 8 具体例	7 「債権」について解説する。 8 「債権」について、コンピュータ教材の活用させる。	7 解説を聞く 8 <財産権事例 債権 商品売買編・賃貸借編>と進み、具体例をコンピュータ教材で確認する。	7 特定の人に対して一定の行為を求めることをいう。 8 弁済(債権消滅)と履行(債権の効力)について触れる。	7 債権の概要がわかったか。 (関心・知識) 8 具体例により理解が深まったか(知識・理解)
	9 発展学習	9 <用語解説 50音順>と進み用語をコンピュータ教材で確認させたり、<検索コーナー>を利用す	9 コンピュータ教材の活用する。	9 興味を持った点を自由に学習させる。	9 発展学習とコンピュータの操作ができたか。 (関心・態度)

		る時間を与える。		
日常生活の中の用益物権・占有権・債権から学習。				
まとめ	10既習事項のまとめ R R R G	10学習プリントの整理を指示する。	10学習プリントの整理。	10本時で使用した、教材・プリントを使い本時についてまとめさせる。
15分	11確認問題（テスト） R R R G	11確認問題の解答を指示する。	11確認問題を解答し、終了後は採点し送信する。	11送信された確認問題の結果
	12質問や疑問、次時の予告 R R R G	12質問や疑問などを掲示板に記入させる。	12質問や疑問などを掲示板に入力する。（挙手によるものでも可）	12疑問・質問を整理する。
				10まとめられたか。（知識・理解） 11採点結果が80点以上か。（知識・理解） 12自分で質問や疑問が把握できたか。（知識・理解）

オ 本時の評価規準

- (ア) 四種類の用益物権の概要と意義ががつかめ、説明することができるようになったか。  
 (イ) 占有権の目的・効力について基本的な理解が得られたか。  
 (ウ) 債権関係の用語を理解し、具体的な債権の関係が理解できたか。

(3) 第3時限の学習指導（無体財産権 有価証券）

ア 本時の指導目標

無体財産権については、経済社会が高度化するにつれて重要性が増し、国際的にも大きな問題が生じてきており、その概念・種類・内容について理解させる。債権の証券化によって生まれた有価証券の、今日の経済社会での意義およびその種類について理解させる。

イ 本時の学習目標

無体財産権は、工業所有権と著作権とに別れ、工業所有権には商標権、特許権、実用新案権、意匠権の種類があり、それぞれの概要を理解する。有価証券は財産権（特に債権）の流通・譲渡を簡便にしようという観点から生まれ、証券の流通とともに権利の移転がおこなわれるところに意義があるということを理解する。

ウ 指導のステップ

G 学習目標と同じ

新しい発明・考案や著作など、人間の考え出した無形の物が、経済的な利益の物となりえる場合の、その利益に対する支配権のことを無体財産権という。

工業所有権の種類を覚える。

特定業者の製造・販売と分かるようなマークや特定業者の提供役務と分かるサービスマークのことを商標といい、特許庁に登録した権利のことを商標権という。

産業上の発明の特許庁に登録した権利のことを商標権という。

品物の形や構造についての、実用的な工業上の考案の特許庁に登録した権利のことを実用新案権という。

品物の形・模様・色などの、工業上の新しい考案の特許庁に登録した権利のことを意匠権という。

文芸・学術・美術・音楽の著作をした人の権利を著作権という。

著作者は出版者に対して著作物の出版権を設定することができる。

手形や小切手など財産権をあらわした証券で、その権利の行使や移転に、証券の所持が必要であるもののことを有価証券という。

金権の意味がわかる。

R 無体財産権の概括をつかむ。

R 有価証券の概括をつかむ。

エ 本時の展開

	学習内容	学習活動		留意点	評価
		教師の活動	生徒の活動		
導入 5分	1 本時の学習内容の確認 R R	1 前時の復習を兼ね前時の質問・疑問についての解説する。本時の学習内容は「無体財産権」「有価証券」であることを周知させる。	1 本時の学習内容を確認する。	1 コンピュータの起動を指示し、学習プリントを配布する。	1 学習内容を確認できたか。（関心・態度）

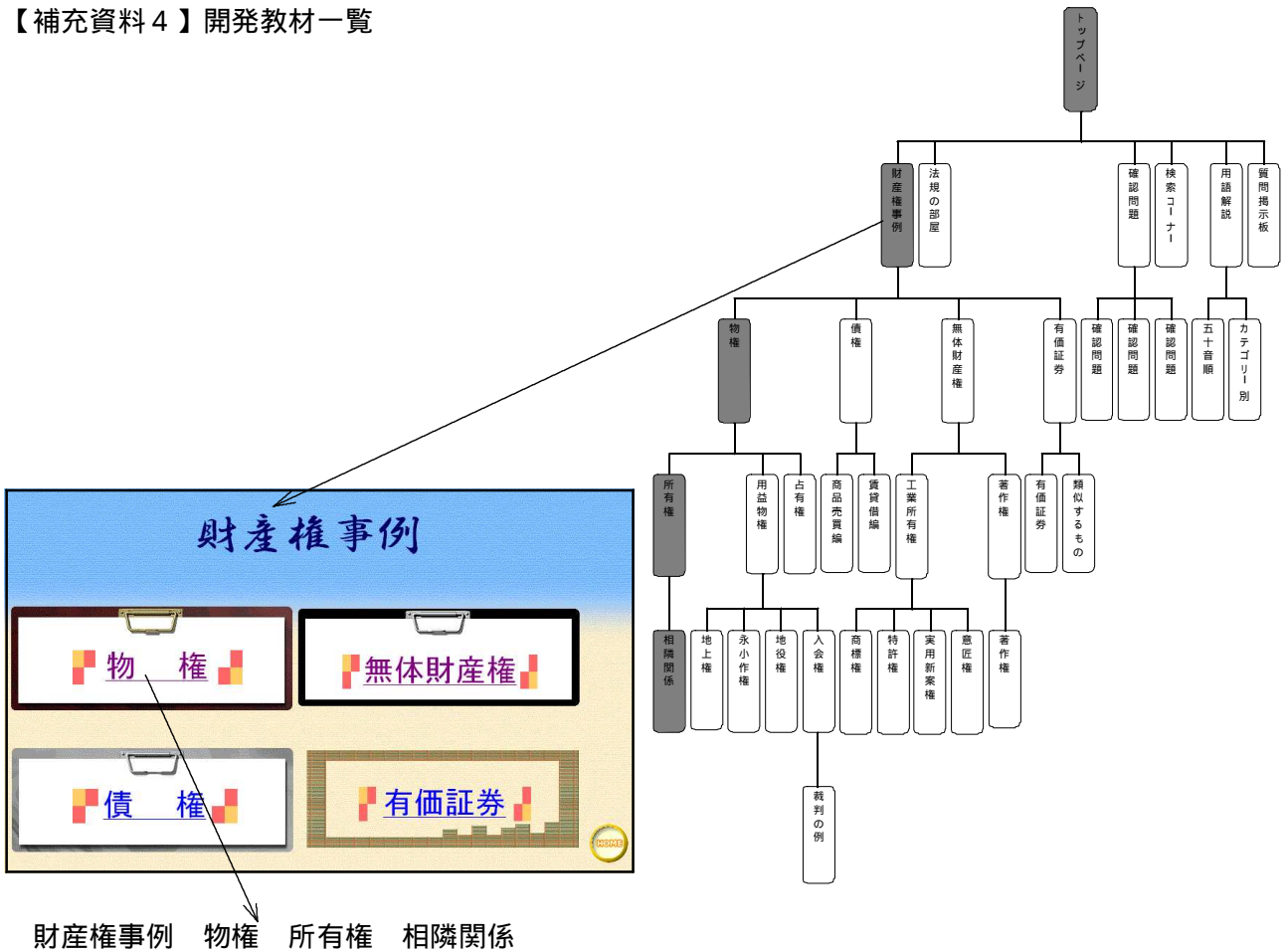
無体財産権や所有権にはどのようなものがあり、生活の中でどのように関わっているのだろうか。						
展 開	2 無体財産権について	2 無体財産の種類について解説する。	2 解説を聞く。	2 無体財産権の、存続期間の違いについて触れる。	2 無体財産権の種類がわかったか。(関心・態度)	
	3 工業所有権について	3 工業所有権(商標権・特許権・実用新案権・意匠権)について解説する。	3 身近な工業所有権について考え、まとめる。(発言)	3 発想の助けとなる発問をする。	3 工業所有権の概要がわかったか。(知識・理解)	
	4 具体例	4 「工業所有権」についてコンピュータ教材を活用させる。	4 コンピュータ教材で理解を深める。 <財産権事例 無体財産権 商標権・特許権・実用新案権・意匠権>と進み具体例をコンピュータ教材で確認する。	4 コンピュータ教材の利用及び操作方法を再確認する。一斉に進めるように配慮する。	4 工業所有権の理解とコンピュータの操作ができたか。(技能・関心・態度)	
	5 著作権について	5 「著作権」について解説する。	5 解説を聞く。	5 身近な著作について考えをまとめる。	5 生活との関わりについて考えたか。(関心・態度)	
	6 教材活用	6 「著作権」について、Web教材を活用させる。	6 <財産権事例 無体財産権 著作権>と進みWeb教材で学習する。繰り返し教材を使用してみる。	6 机間巡視をする。	6 著作権の理解とコンピュータの操作。(技能・関心・態度)	
	7 既習事項のまとめ	7 学習プリントの空欄を埋めるように指示する。	7 学習プリントの空欄を埋める。	7 効率的な時間配分をする。	7 まとめられたか。(知識・理解)	
	30分	8 有価証券について	8 「有価証券」について解説し、コンピュータ教材を活用させる。	8 <財産権事例 有価証券 各用語>と進み用語をコンピュータ教材で確認。	8 そのもの自体に価値が認められているが有価証券でないもの「金権」についても触れる。	8 有価証券の概要が、具体例により理解が深まったか。(関心・態度・理解)
		9 発展学習 ~	9 <検索コーナー>を利用する時間を与える。	9 コンピュータ教材を活用する。	9 机間巡視をする。	9 発展学習とコンピュータの操作ができたか。(関心・態度)
	日常生活の中の工業所有権・著作権・有価証券から学習。					
まとめ	10 既習事項のまとめ R R G	10 学習プリントの整理を指示する。	10 学習プリントの整理する。	10 本時で使用した、教材・プリントを使い本時についてまとめさせる。	10 まとめられたか。(知識・理解)	
15分	11 確認問題(テスト) R R G	11 確認問題の解答を指示する。	11 確認問題を解答し、終了後は採点し送信する。	11 送信された確認問題の結果	11 採点結果が80点以上か。(知識・理解)	
	12 質問や疑問、次時の予告 R R G	12 質問や疑問などを掲示板に記入させる。	12 質問や疑問などを掲示板に入力する。(挙手によるものでも可)	12 疑問・質問を整理する。	12 自分で質問や疑問が把握できたか(知識・理解)	

オ 本時の評価規準

(ア) 無体財産権の種類・内容を理解でき、説明することができるようになったか。

(イ) 有価証券は、財産をあらわすもので、その権利の利用・処分には証券の所持(占有)が必要であることが理解できたか。

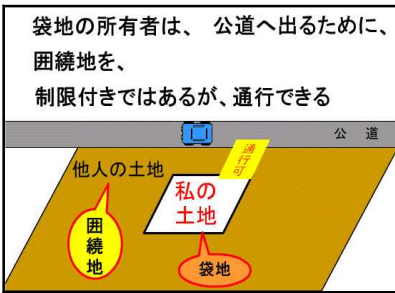
【補充資料4】開発教材一覧



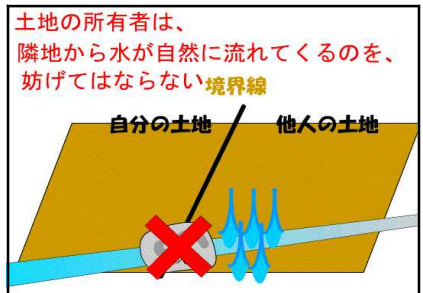
< 民法209条：隣地の使用 >



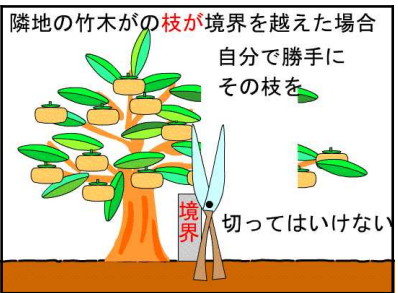
< 民法210 -213条：囲繞地 >



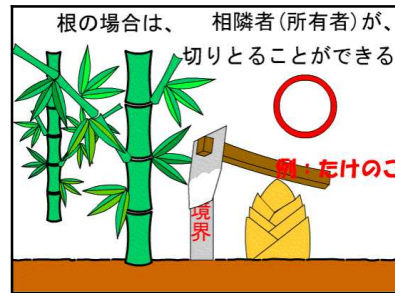
< 民法214条：隣地からの水 >



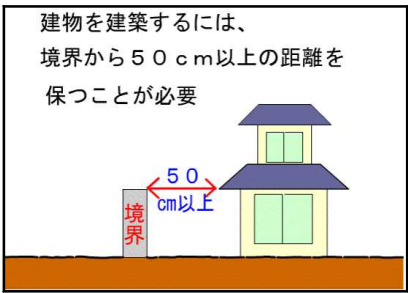
< 民法214条：隣地の竹木 >



< 民法214条：隣地からの根 >

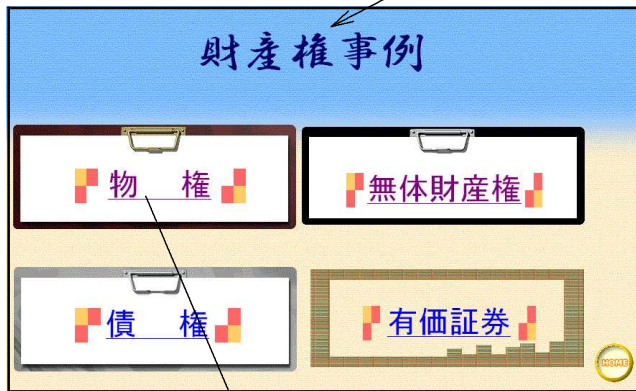
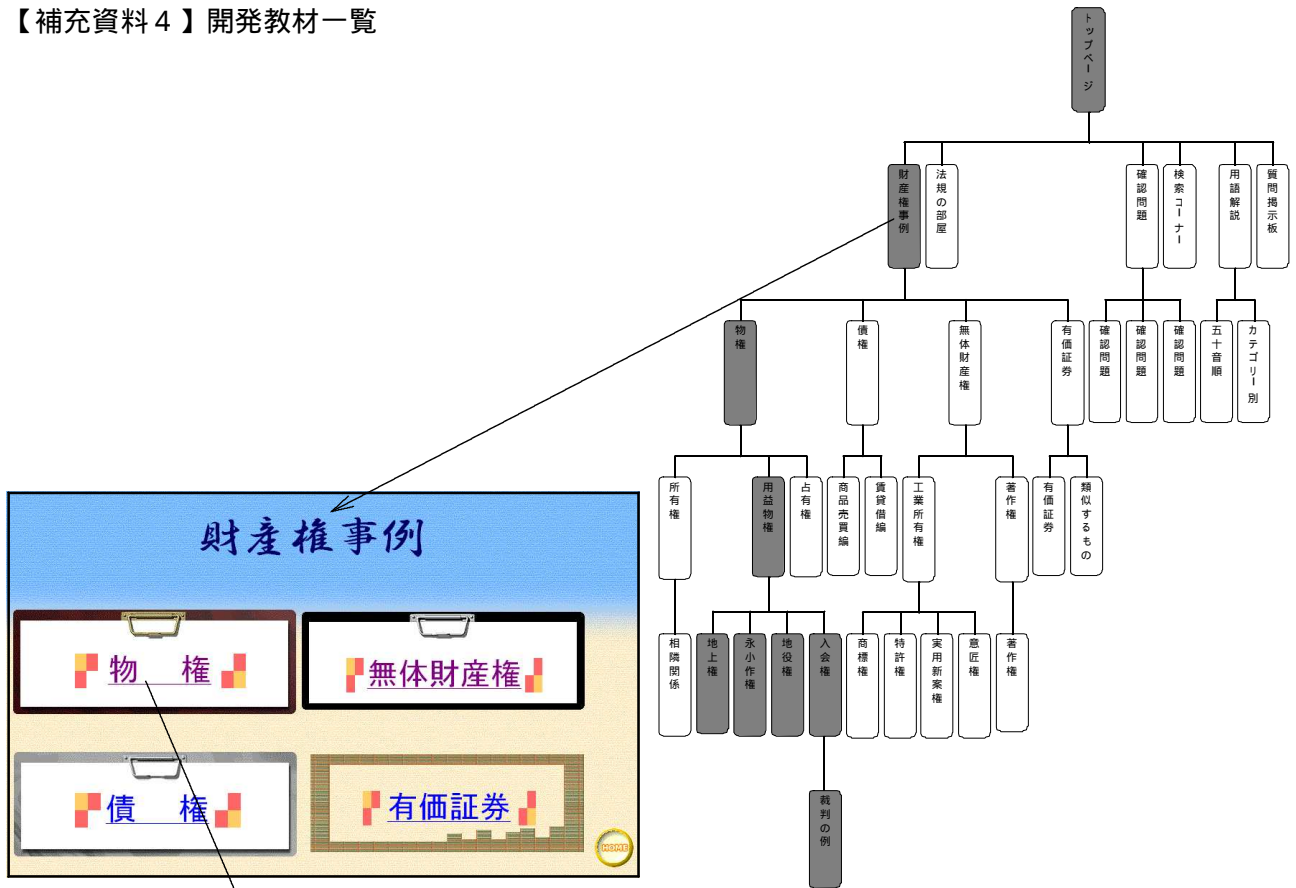


< 民法234条：建物の建築 >



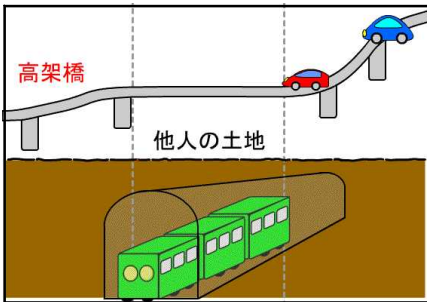


【補充資料4】開発教材一覧



財産権事例 物権 用益物権 地上権、永小作権、地役権、入会権

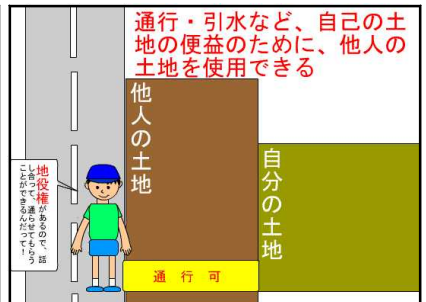
< 民法265条：地上権 >



< 民法270条：永小作権 >



< 民法280条：地役権 >



< 民法263-294条：入会権 >

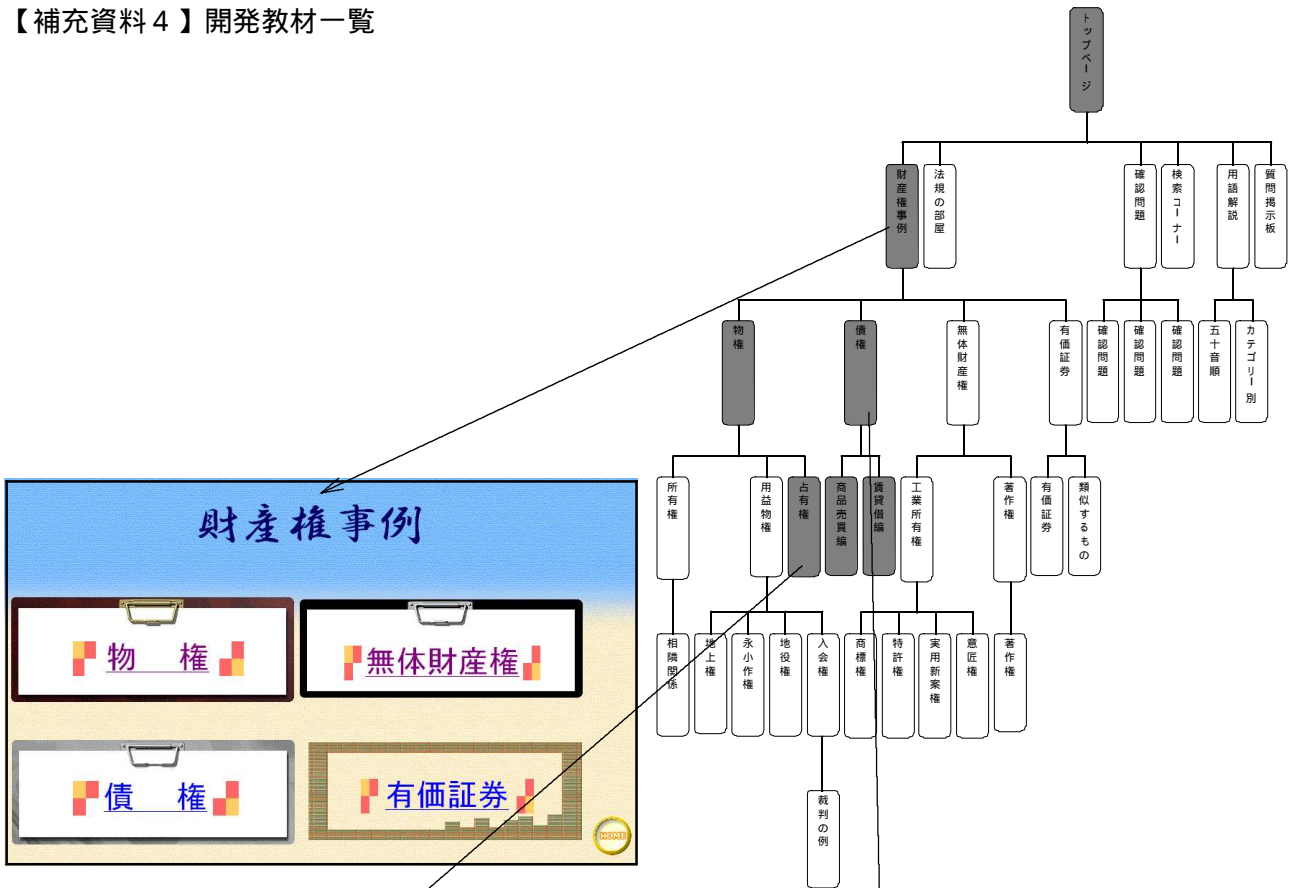


< 入会権の裁判例 >





【補充資料4】開発教材一覧



**財産権事例**

物権      無体財産権

債権      有価証券

財産権事例 物権 占有権

< 民法180条：占有権 >

社会の秩序を維持するために、理由を問わずに、占有している事実を権利として保護している。

財産権事例 債権 商品売買編、賃貸借編

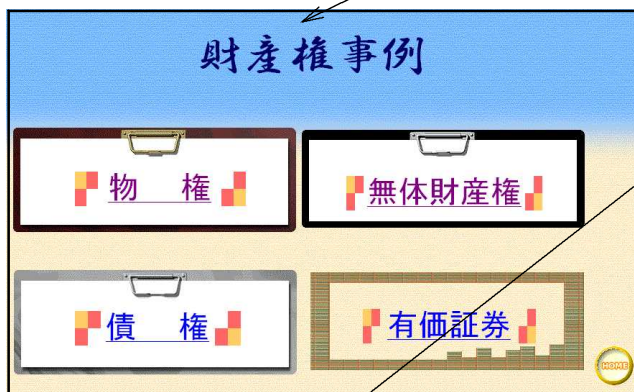
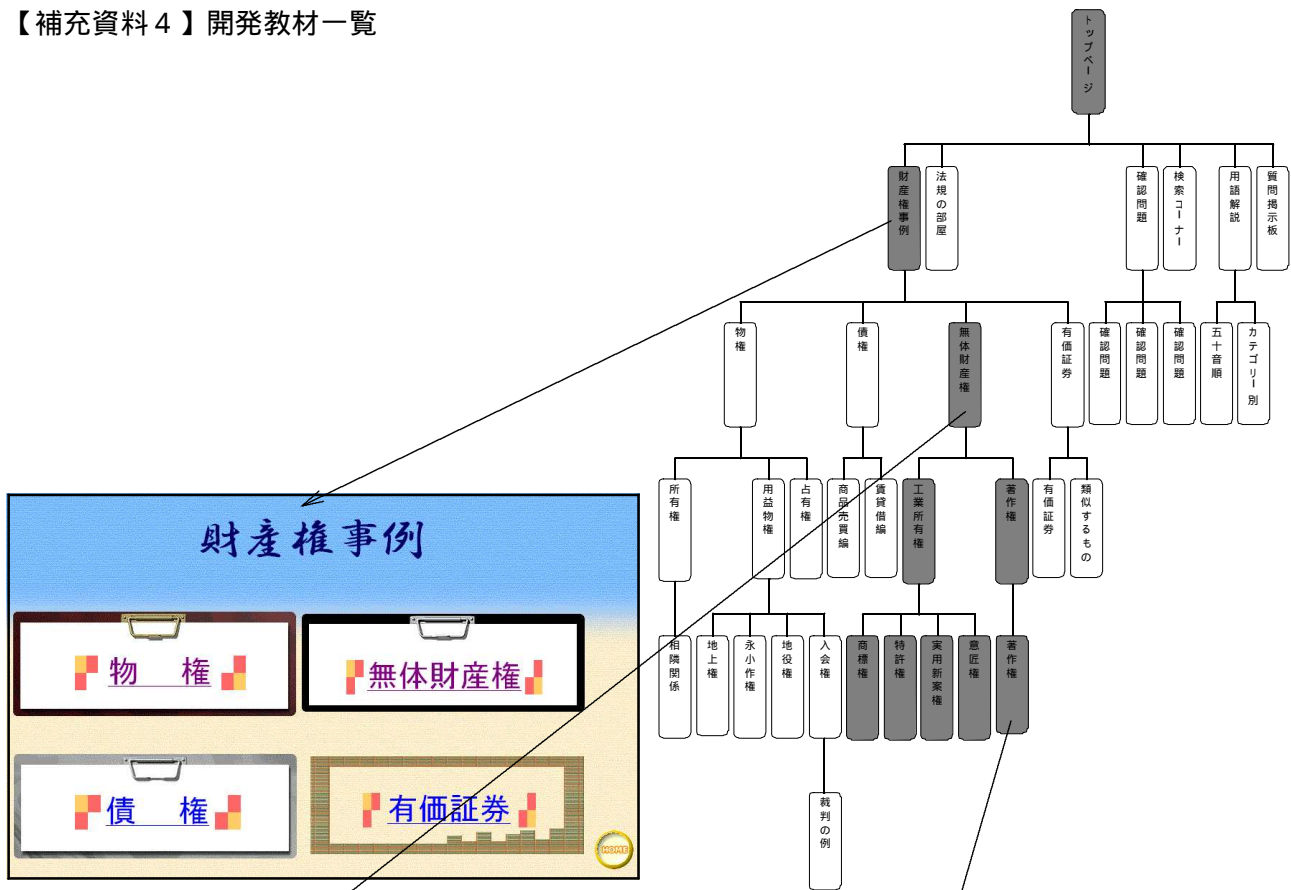
< 商品売買編 >

債権とは、特定の人に対して、一定の行為を求める権利である。

< 賃貸借編 >

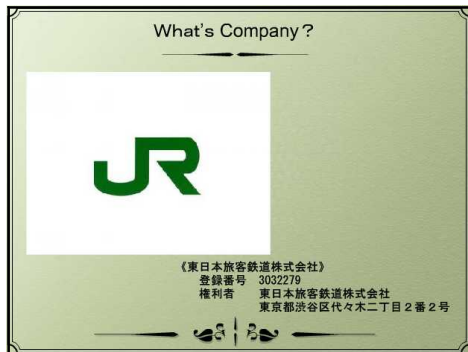
債権とは、特定の人に対して、一定の行為を求める権利である。

【補充資料4】開発教材一覧

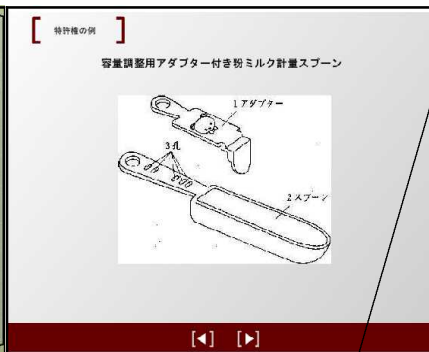


財産権事例 無体財産権 工業所有権 商標権、特許権、実用新案権、意匠権・著作権

< 商標権 >



< 特許権 >



< 実用新案権 >



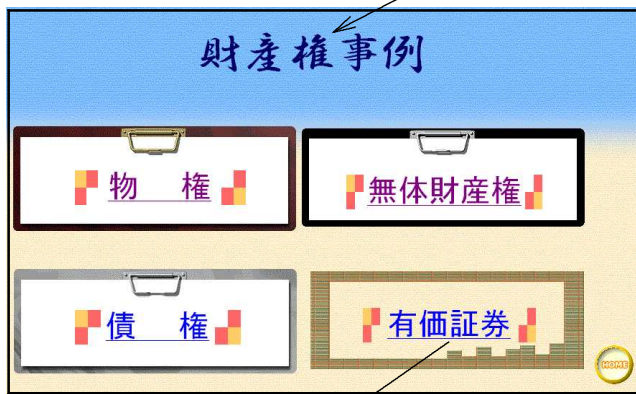
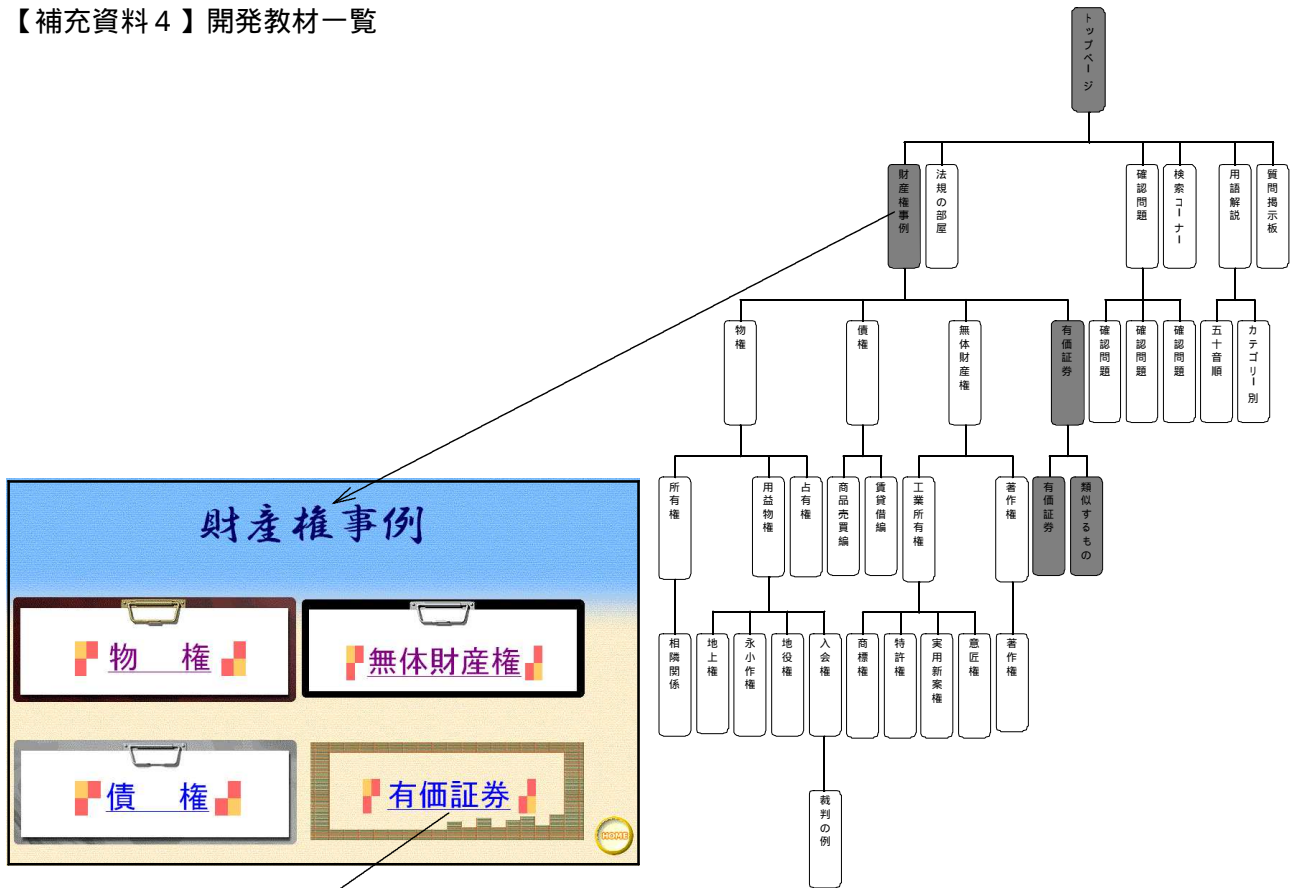
< 意匠権 >



< 著作権 >



【補充資料4】開発教材一覧



財産権事例 有価証券

<有価証券>

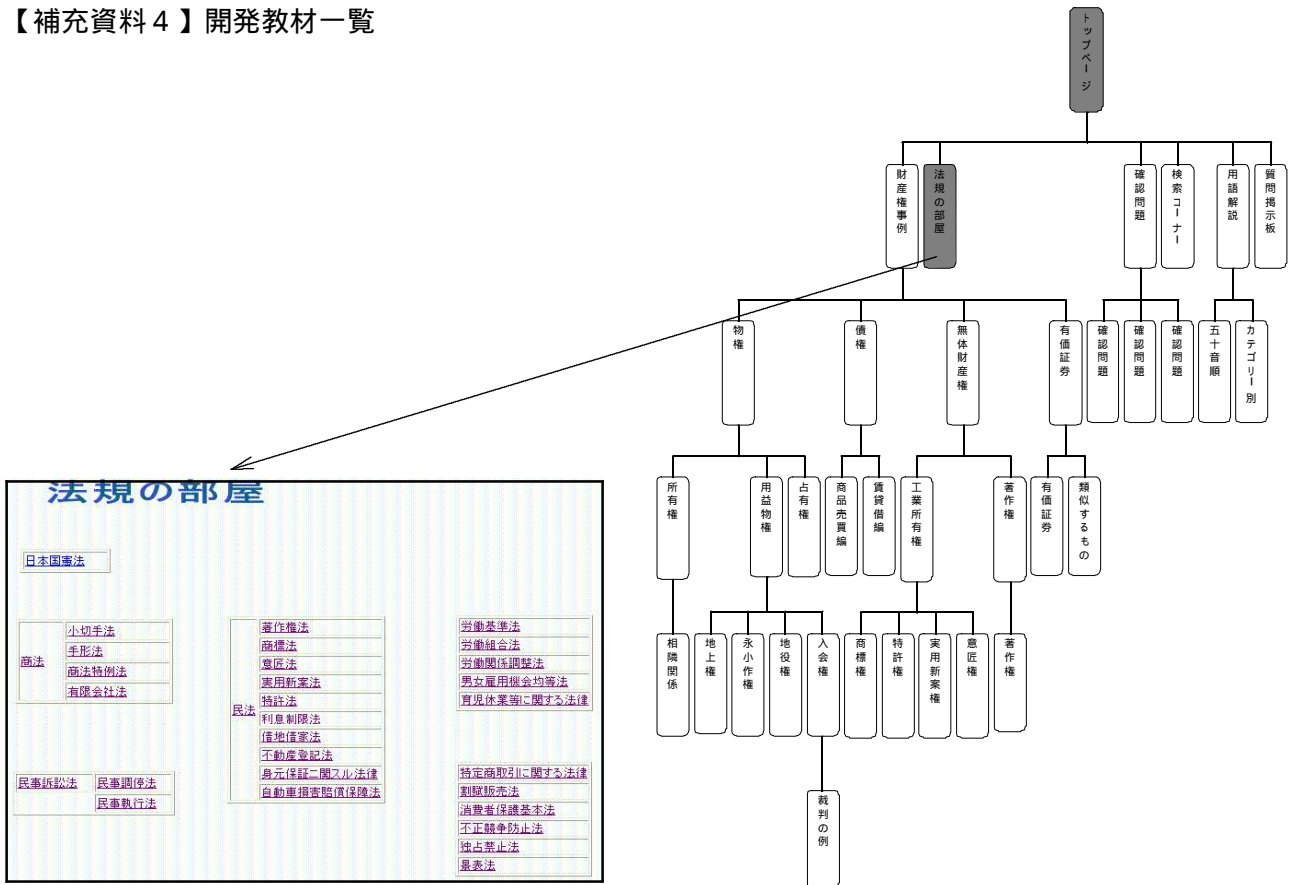


<手形の例>





【 補 充 資 料 4 】 開 発 教 材 一 覧



法規の部屋		
日本国憲法		
民法	小切手法 手形法 商法特例法 有限会社法	著作権法 商標法 意匠法 意用新案法 特許法 利息制限法 債権保護法 不動産登記法 身元保証二重ル法律 自動車損害賠償保障法
民事訴訟法	民事調停法 民事執行法	労働基準法 労働組合法 労働関係調整法 男女雇用機会均等法 育児休業等に関する法律 特定商取引に関する法律 消費者保護基本法 清涼感防止法 不正競争防止法 独占禁止法 景表法

法規の部屋

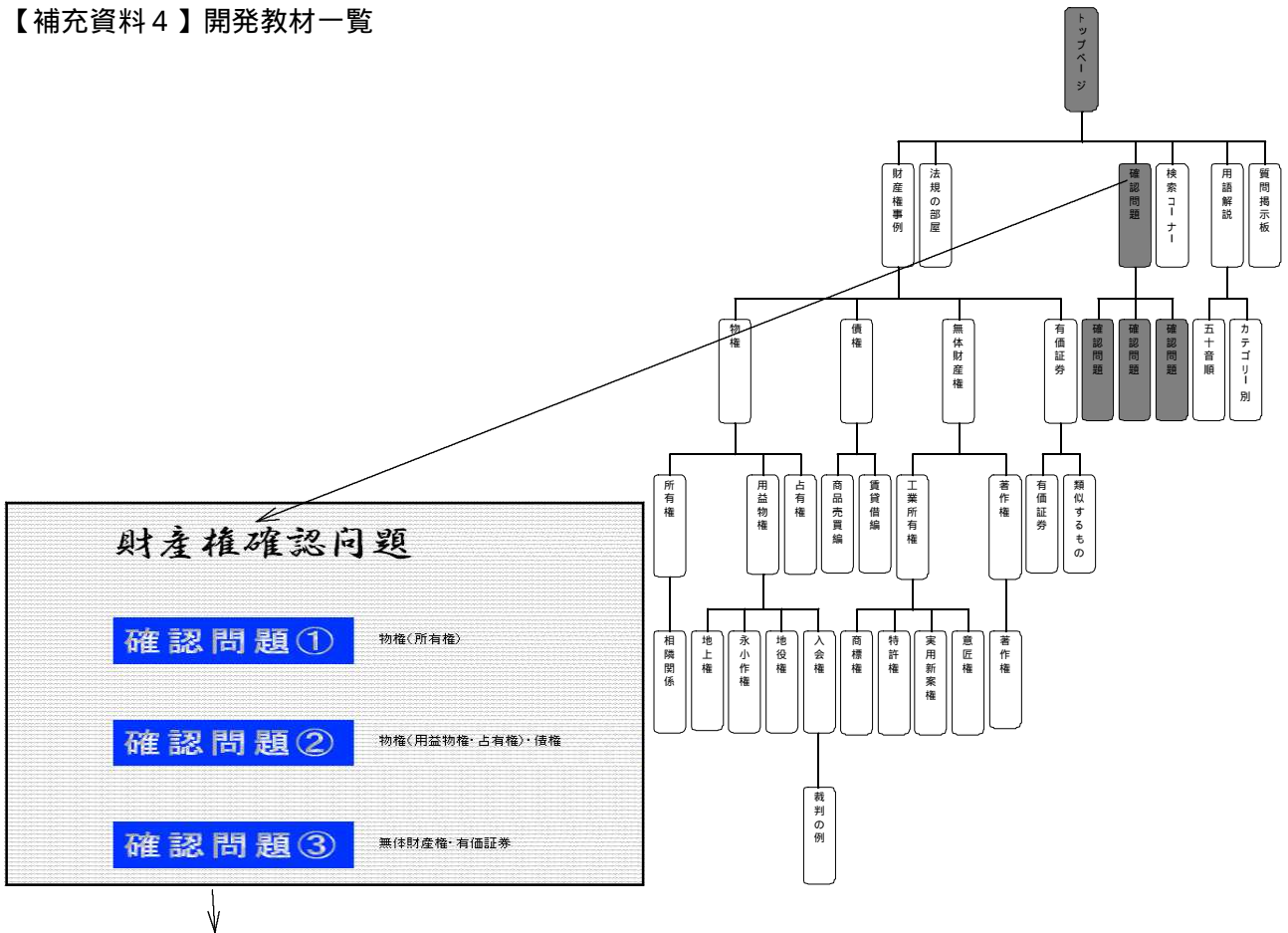
< 日本国憲法の例 >

一 憲 法	
●日本国憲法(全文)	
第一章 天皇	
第一条【天皇の地位、国民主権】 第二条【皇位の継承】 第三条【天皇の国事行為と内閣の助言等】 第四条【天皇の権能及びその委任】 第五条【摂政】 第六条【天皇の任命行為】 第七条【天皇の国事に関する行為】 第八条【皇室の財産保護】	第十九条【思想及び良心の自由】 第二十条【信教の自由】 第二十一条【思想表現の自由】 第二十二条【居住・移住・職業選択及び外国移住・国籍離脱の自由】 第二十三条【学問の自由】 第二十四条【家庭生活における個人の尊厳と両性の平等】 第二十五条【生存権】 第二十六条【教育を受ける権利、義務教育】 第二十七条【勤労の権利義務、勤労基準の法定、児童労働の禁止】 第二十八条【勤労者の団結権・団体交渉権】 第二十九条【財産権の不可侵】 第三十条【納税の義務】 第三十一条【法定の罪の非罰】 第三十二条【裁判を受ける権利】 第三十三条【逮捕に対する保障】 第三十四条【拘留及び拘禁に対する保障】 第三十五条【侵入・捜査及び証拠取得に対する保障】
第二章 戦争の放棄	
第九条【戦争の放棄】	
第三章 国民の権利及び義務	
第一〇条【国民の権利】 第十一條【国民の法的的人格】 第十二條【自由及び権利に伴う義務と責任】 第十三條【個人の尊厳、国政の参与】 第十四條【法の下の平等、貴族の禁止、禁典】 第十五條【公務員の地位、普通秘密選挙の保障】 第十六條【選挙権】 第十七條【国及び公共団体の賠償責任】 第十八條【契約的拘束及び信託からの自由】	

< 前文 >

一 憲 法	
●日本国憲法(全文)	
昭和二年一月三日交付・昭和二年五月三日施行 朕は、日本国民の総意に依りて、新日本建設の礎を定まらざること、深きよりこゝろ、枢密顧問の諮詢及び帝國憲法第七十三條による帝國議會の議決を経た帝國憲法の改正を詔す。ここにこれを公布せしむる。	
御名御璽 昭和二年一月三日 内閣総理大臣兼 吉田 茂 外務大臣 大 岡 武 吉田 茂 國務大臣 男爵 原 喜喜郎 司 官 木 村 萬太郎 内務大臣 大 村 清 一 司法大臣 大 田 隆 雄 農務大臣 大 田 和 郎 國務大臣 第一 星 島 道 雄 逓信大臣 大 橋 幸 吉 陸軍大臣 大 角 岑 生 海軍大臣 大 角 岑 生 國庫大臣 大 角 岑 生 運輸大臣 大 角 岑 生 國 務 大 角 岑 生 國 務 大 角 岑 生	
日本国憲法 日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたつて自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行動によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを志し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。 日本国民は、恒久的な平和を期し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を専ら自覚するものであつて、平和を愛する諸国民の公正と信頼に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてある国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしきく恐怖と不安から解放され、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。 われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等な関係を樹立せしめんとする自国の義務である。自覚する。 日本国民は、国家の名譽にかけ、全力を尽くしてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。	
第一章 天皇	
第一条【天皇の地位、国民主権】天皇は、日本国の象徴であり日本国民統合の象徴であつて、この地位は、主権を有する日本国民の総意に基く。 第二条【皇位の継承】皇位は、世襲のものであつて、国会の議決した皇室典範の定めるところにより、これを継承する。 第三条【天皇の国事行為と内閣の助言等】天皇の国事に関するすべての行為は、内閣の助言と承認を必要とし、内閣が、その責任を負ふ。	

【補充資料4】開発教材一覧



**財産権確認問題**

**確認問題①** 物権(所有権)

**確認問題②** 物権(用益物権・占有権)・債権

**確認問題③** 無体財産権・有価証券

確認問題 確認問題 、 確認問題 、 確認問題

< 確認問題 >

**物権(所有権)**

100点満点(合格点70点)

残り時間 (時間制限なし)

スタート/印刷

**問題 1.**  
財産権は3つの種類があるが、物権と債権ともの一つは何か。  
○ 無体財産権 ○ 生存権 ○ 勤労権

**問題 2.**  
財産権の種類物権には4種類あるが、所有権・担保物権・占有権ともの一つは何か。  
○ 工業所有権 ○ 用益物権 ○ 著作権

**問題 3.**  
物権の種類や内容は法律が定め、個人が勝手に違う物権を作ることができないが、これを何という

< 確認問題 >

**物権(用益物権・占有権)・債権**

100点満点(合格点70点)

残り時間 (時間制限なし)

スタート/印刷

**問題 1.**  
古来の慣習に基づいて、農村の人々が他人の土地に入って、薪や草などを取ることができる権利のことを何というか。  
○ 地上権 ○ 永小作権 ○ 地役権 ○ 入会権

**問題 2.**  
通行・引水など、自己の土地の便宜のために他人の土地を使用できる権利を何というか。(民法280条)  
○ 地上権 ○ 永小作権 ○ 地役権 ○ 入会権

**問題 3.**

< 確認問題 >

**無体財産権・有価証券**

100点満点(合格点70点)

残り時間 (時間制限なし)

スタート/印刷

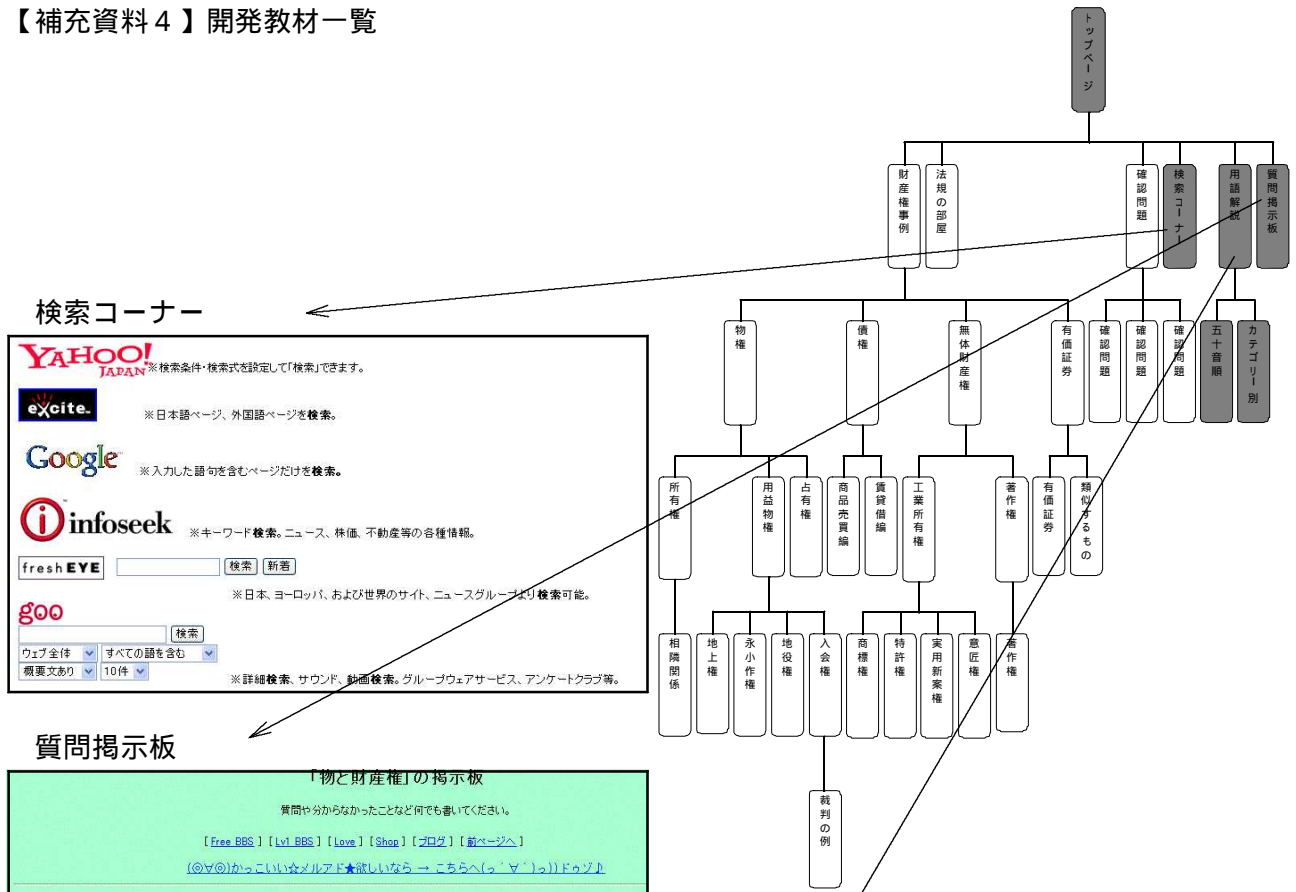
**問題 1.**  
新しい発明・考案や著作など、人間の考え出した無形の物が、経済的な利益の物となりえる場合の、その利益に対する支配権のことを何というか。  
○ 無体財産権 ○ 知的債権 ○ 無体債権 ○ 万物所有権

**問題 2.**  
商標権・特許権・実用新案権・意匠権など、特に産業上の無形の利益に対する支配権の総称を何というか。  
○ 工業有債権 ○ 工業所有権 ○ 工業専念権

**問題 3.**



【 補充資料 4 】 開発教材一覧



### 検索コーナー

YAHOO! JAPAN ※検索条件・検索式を設定して「検索」できます。

excite. ※日本語ページ、外国語ページを検索。

Google ※入力した語句を含むページだけを検索。

infoseek ※キーワード検索、ニュース、株価、不動産等の各種情報。

fresh EYE [検索] [新着]

goo ※日本、ヨーロッパ、および世界のサイト、ニュースグループより検索可能。

ウェブ全件 [すべて]の語を含む [10件] ※詳細検索、サウンド、動画検索。グループウェアサービス、アンケートクラブ等。

### 質問掲示板

「物と財産権」の掲示板

質問や分からなかったことなど何でも書いてください。

[Free BBS] [Lv1 BBS] [Love] [Shop] [ブログ] [新ページ]

(@V@)かっこいい☆メルアド★欲しいなら→こちらへ(σ´∀´)っ!!ドゥゾ!!

投稿者

メール

題名  [投稿] [消す]

内容 (自動改行します。利用可能タグ一覧)

URLのリンクを入れたい場合はここに記入します)

http://

[ユーザー名] [エリア] [RSS] [teacup] [ニコテ]

新しい記事から表示します。最新100件の記事が記録され、それを越える古い記事からは削除されます。1頁の表示で10件を超える場合は、下のボタンを押すことで次の画面の記事を表示します。

(無題) 投稿者: 306 投稿日: 9月30日(休)18時02分24秒

### 用語解説

財産権に関する用語をまとめています

- ▶ 50音順インデックス
- ▶ カテゴリ別解説
- ▶ 物権〔所有権〕
- ▶ 物権〔用益物権〕
- ▶ 物権〔占有権〕
- ▶ 債権
- ▶ 無体財産権〔工業所有権・著作権〕
- ▶ 有価証券

### < 50音順 >

#### 50音順

<b>あ</b> 永小作権 入会権 意匠権 意匠法	<b>か</b> 給付 工業所有権 金権 権利の活用 公共の福祉 小切手 貨物引換証 倉庫証券 無体財産権	<b>さ</b> 財産権 債権 相続関係 取置 区分 占有権 債権 債権者 行為 不作為 用益物権 有価証券	<b>た</b> 地上権 地役権 特許権 著作権 手形 建物の区分所有に関する法律	<b>な</b>
---------------------------------------	--	--	---	----------

### < カテゴリ別 (所有権の例) >

#### 所有権

【所有権】  
法令の範囲内で、物を自由に使用し、どのような方法でも全面的に物を支配することができる権利

【権利の活用】  
権利をただちに用いること

【建物の区分所有等に関する法律】  
マンションなどにおいて、階層やエレベーターなど複数の所有者が使用する部分について、権利の範囲や利用の制限を定める法律

【公共の福祉】  
社会全体の利益

【文化財保護法】  
文化財の保存、その活用を図り、国民の文化の向上に資するとともに、世界文化の発展に貢献することを目的とした法律

【相続関係】  
隣接する土地の所有権の無い、その利益の調整がなされ、公共の福祉と権利の活用の禁止の立場から、所有権に制限を加えること

【取置】  
民法206条の「取置」は、商品を売って代金を取り取るという行為のこと

【区分】  
民法206条の「区分」は、土地や建物を売却するという行為のこと